

大 月 市
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

平成 27 年 3 月

◆ も く じ ◆

第1章	計画策定にあたって	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画の期間	2
第2章	子ども・子育て家庭を取り巻く現状	3
(1)	人口や世帯等の動向	3
(2)	子育て施策の実施状況	7
(3)	ニーズ調査のとりまとめ	16
第3章	計画の基本的な考え方	26
(1)	基本理念	26
(2)	基本的な視点	27
(3)	施策の体系	28
第4章	施策の展開	30
基本目標1	地域における子育て支援の推進	30
基本目標2	きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援	37
基本目標3	仕事と家庭生活の両立支援	41
基本目標4	親子の健康の確保・増進	43
基本目標5	子どもの生きる力を育む教育環境の充実	49
基本目標6	子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進	54
第5章	教育・保育事業等の見込み量及び確保方策	58
(1)	教育・保育提供区域の設定	58
(2)	幼児期の学校教育・保育事業	59
(3)	地域子ども・子育て支援事業	62
第6章	計画の推進に向けて	69
(1)	計画の推進体制	69
(2)	計画の進行管理	70

第1章 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

我が国の平成25年の18歳以下の人口は約2,120万人で、総人口の16.65%を占めています。そのうち、0～5歳の就学前児童は約631万人で、総人口の5%を下回っています。（「人口推計」より/基準日は10月1日）以前から少子化対策の必要性が叫ばれているように、少子化問題は、我が国の喫緊の課題となっています。合計特殊出生率は、平成24年には1.41となり（「人口動態調査」より）、前年をわずかに上回りましたが、依然、低い値で推移しています。要因としては、社会情勢や女性の晩婚化などが挙げられますが、子育てにおける身体的・精神的負担や孤立、保育施設の不足、仕事との両立の難しさなどの子育てがしにくい環境も要因の一つと考えられています。

平成2年の1.57ショック（丙午にあたる昭和41年の合計特殊出生率1.58を下回ったため）を受け、国は少子化対策や子育て支援により注力するようになりました。しかし、合計特殊出生率は、平成17年の1.26を最低に現在でも大きな改善はみられず、子育て環境の整備・充実を含む少子化対策は、今後、早急に進めていかなければならない事案となっています。

このような状況を踏まえ、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が開始されることとなりました。この新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任があるという考えのもと、【質の高い幼児期の学校教育・保育】、【家庭や地域での子育て力の向上】、【待機児童の解消】を目指して創設されたものです。また、「子ども・子育て関連3法」の1つである「子ども・子育て支援法」において、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援するために、市町村は実施主体として、地域のニーズに合った事業計画を策定することが求められています。

本市では、平成22年3月に『次世代育成支援対策行動計画（平成22年度～26年度）』を策定し、計画に沿った子育て支援施策を推進してきました。しかし、本市においても、少子化の進行や三世代世帯の減少・共働き家庭の増加など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。この度、計画期間が終了し、平成27年度より新制度が施行することから、次世代育成支援対策行動計画の各事業を見直し、これまで以上に子ども・子育てに関する視点を強化して、子どもの健やかな育ち、親の子育てを地域全体で支援する環境を整えることを目的として、本計画を策定します。

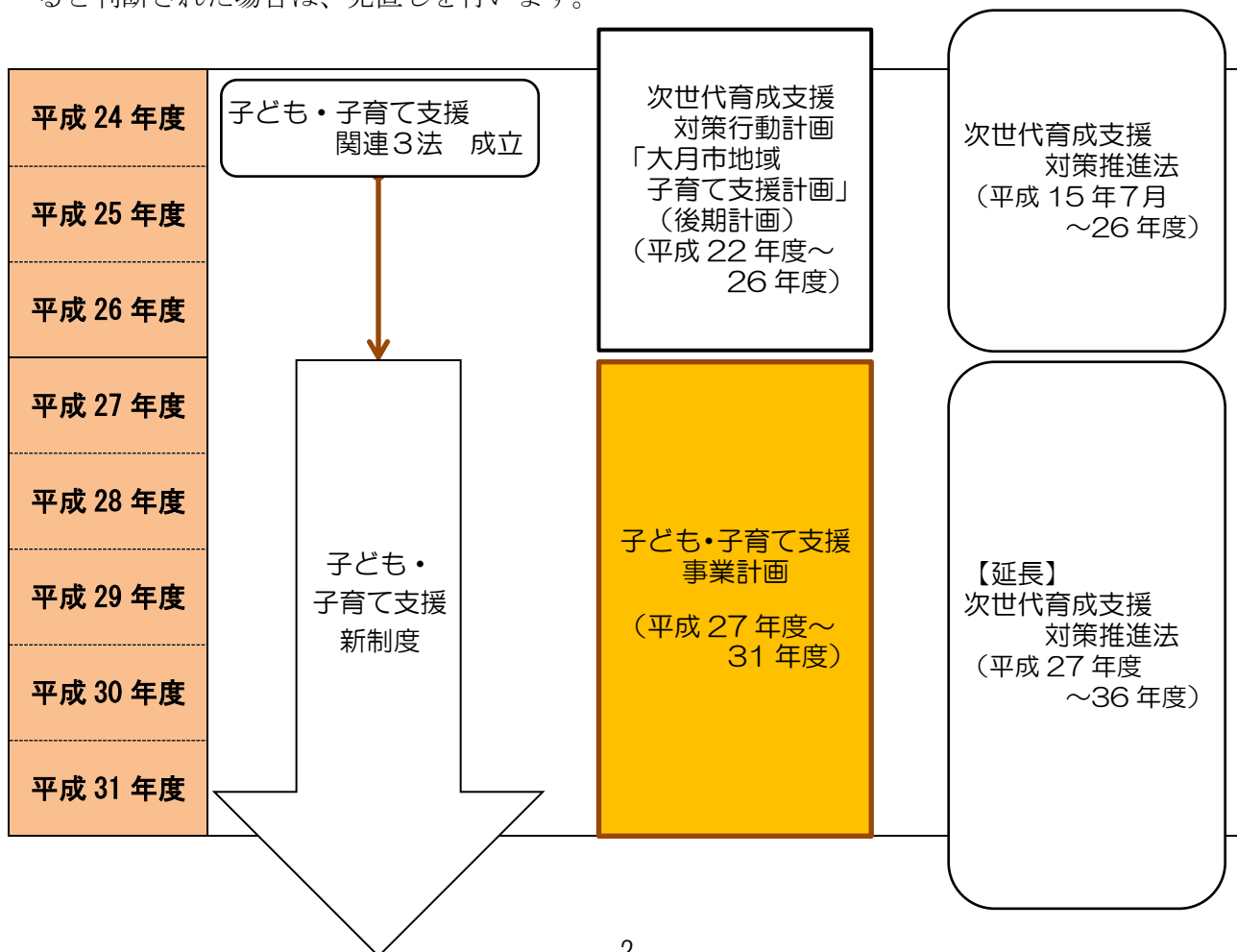
(2) 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、子ども・子育て支援法 第 61 条により、策定が求められているものです。
- (2) 本計画は、本市の上位計画である「大月市第 6 次総合計画」やその他関連計画との整合性を考慮しています。
- (3) 本計画は、次世代育成支援対策推進法が平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間延長されたことにより、同法 第 8 条の規定に基づく「次世代育成支援対策市町村行動計画」と一体的に策定し、総合的な子育て支援事業についての方向性を定めるものとします。
- (4) 本計画は、ニーズ調査の結果や市民の声を重要な意見として扱い、子ども・子育て会議にて話し合いを重ね、策定しています。
- (5) なお、本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法で定義されている“18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者”とします。

(3) 計画の期間

本計画は、平成 27 年度～平成 31 年度までの 5 か年計画です。

計画期間内でも、法令の改正や子ども・子育て支援に関する状況・環境の変化等、必要があると判断された場合は、見直しを行います。



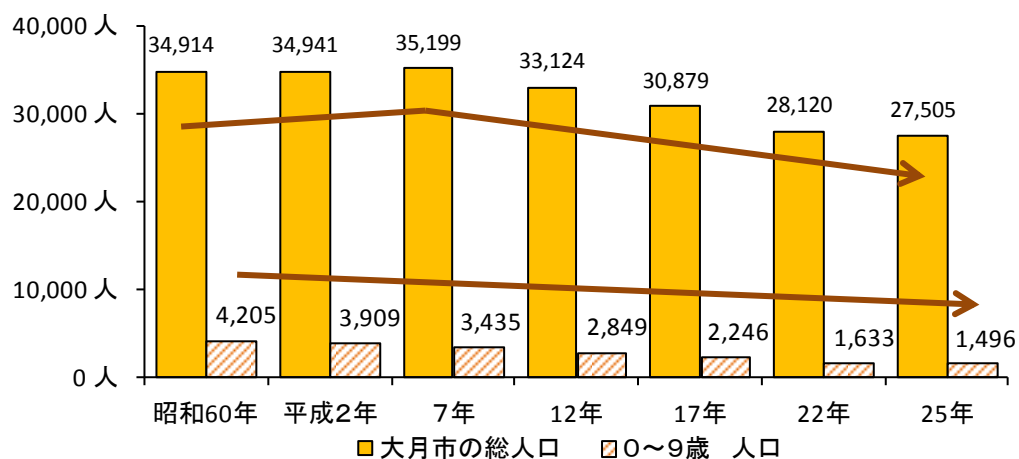
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

(1) 人口や世帯等の動向

大月市の総人口は、平成7年の35,199人をピークに減少に転じており、平成25年には27,505人となっています。そのうち、0～9歳の人口は1,496人で、総人口の減少に転じる以前から減少傾向となっています。

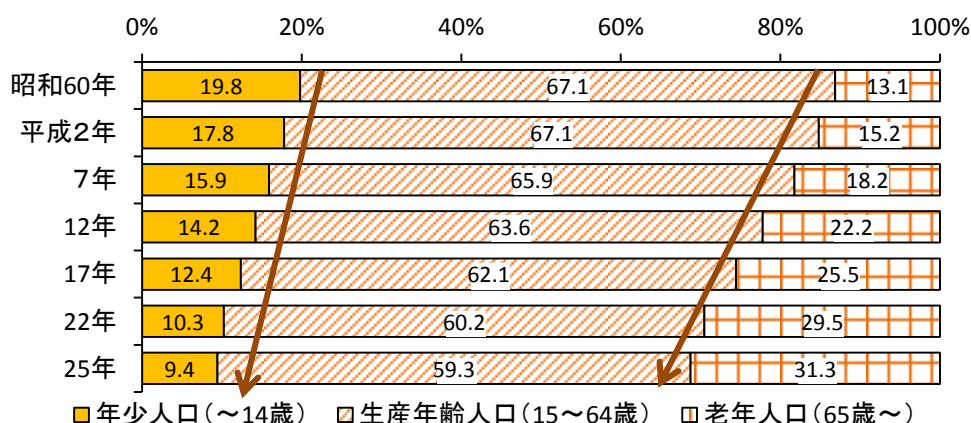
年齢3区分別人口割合の推移をみると、「年少人口（～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」が年々少なくなっている一方、「老年人口（65歳～）」は年々多くなっています。昭和60年と比較すると、「年少人口（～14歳）」は10.4ポイント減、「生産年齢人口（15～64歳）」は7.8ポイント減、「老年人口（65歳～）」は18.2ポイント増と、「老年人口（65歳～）」の増加が目立ちます。平成25年においては「年少人口（～14歳）」が9.4%、「生産年齢人口（15～64歳）」が59.3%、「老年人口（65歳以上）」が31.3%となっており、10人に1人程度が子ども、3人に1人程度が高齢者と、少子高齢化が顕著に表れる結果となっています。

■ 大月市の総人口と0～9歳の人口の推移



資料：平成22年までは国勢調査、平成25年は住民基本台帳

■ 年齢3区分別人口割合の推移

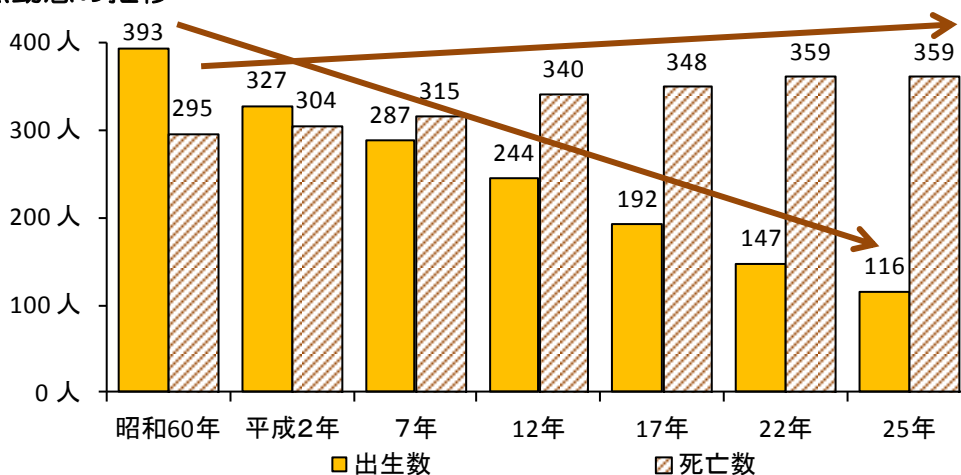


資料：平成22年までは国勢調査、平成25年は住民基本台帳

出生数は年々減少、死亡数は年々増加しており、平成2年までは出生数が死亡数を上回っていたものの、平成7年以降は死亡数が出生数を上回るようになっていきます。平成25年においては出生数116人、死亡数359人と、自然動態は-243人となっております。平成7年以降、最も大きく減少しています。

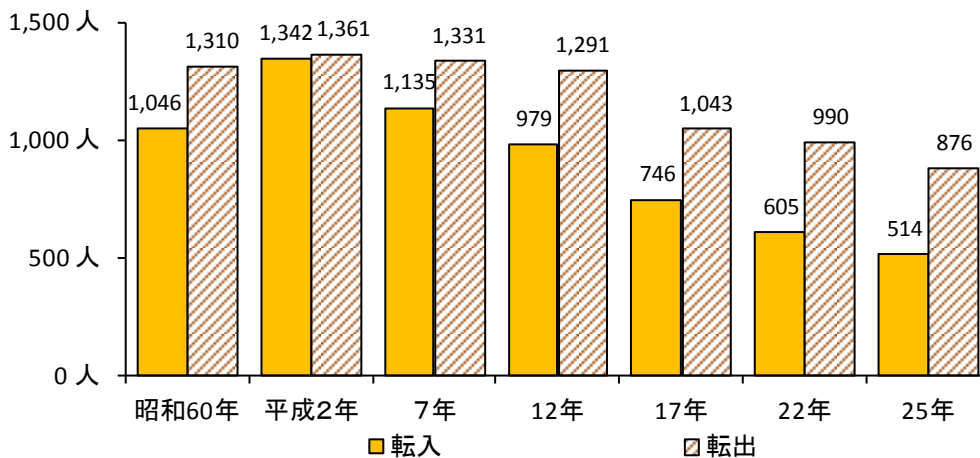
転入、転出ともに平成2年をピークに年々減少していますが、転入の減少が大きくなっています。平成2年において転入、転出が同数程度であるものの、他の年度においては転出が転入を上回っています。平成25年においては転入514人、転出876人と、社会動態は-362人となっております。

■ 自然動態の推移



資料：人口動態統計

■ 社会動態の推移

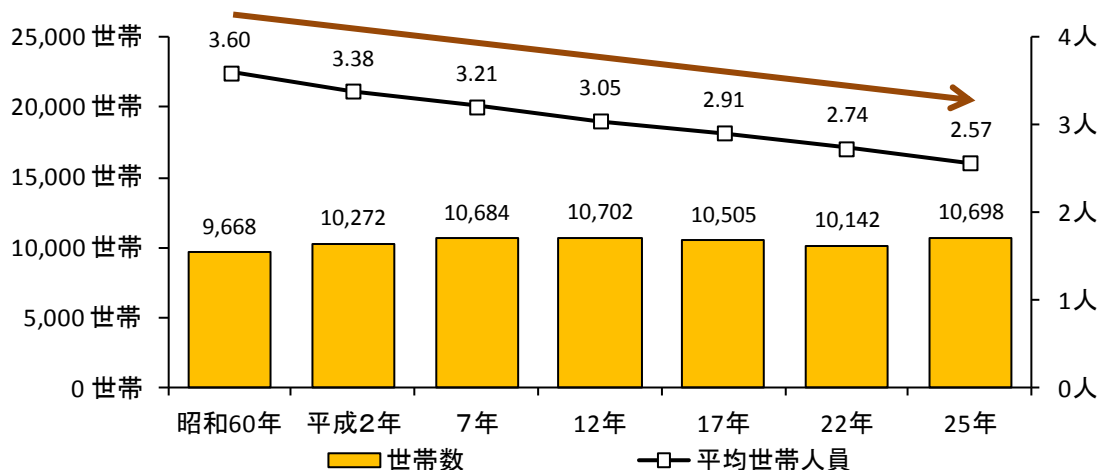


資料：人口動態統計

既述のとおり総人口は減少傾向にあるものの、世帯数は増減を繰り返す傾向にあり、平成2年以降、10,000世帯を超えて推移しています。平均世帯人員は、年々減少傾向にあり、平成17年以降、3.00人を下回って推移しています。平成25年においては世帯数10,698世帯、平均世帯人員2.57人となっており、平均世帯人員は昭和60年以降、最も少なくなっています。

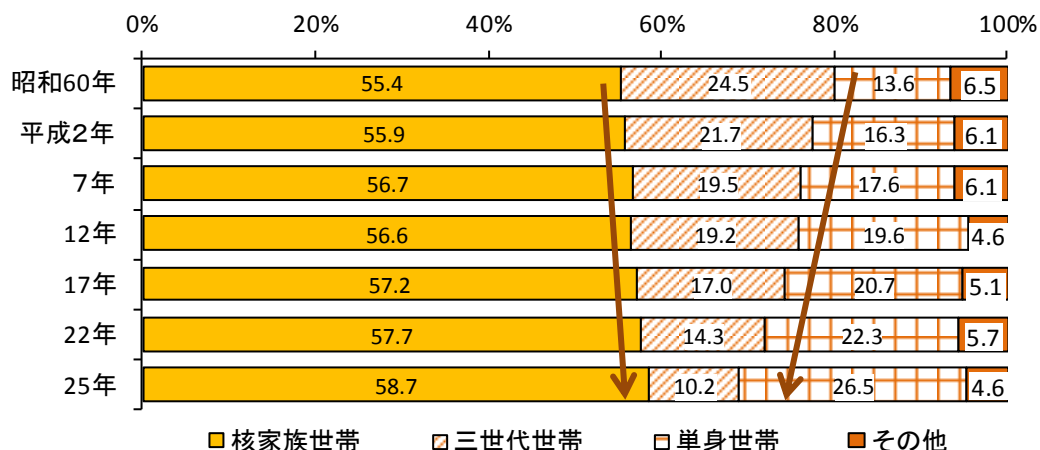
世帯構成比率の推移をみると、「核家族世帯」が年々微増しているのに対し、「三世帯世帯」は年々少なく、「単身世帯」は年々多くなっています。昭和60年と比較すると、「核家族世帯」は3.3ポイント増、「三世帯世帯」は14.3ポイント減、「単身世帯」は12.9ポイント増と、「三世帯世帯」の減少と「単身世帯」の増加が10.0ポイントを超えて目立ちます。平成25年度においては「核家族世帯」が58.7%、「三世帯世帯」が10.2%、「単身世帯」が26.5%と、4世帯に1世帯以上がひとり暮らしという結果となっています。

■ 世帯数と平均世帯人員の推移



資料：平成22年までは国勢調査、平成25年は住民基本台帳

■ 世帯構成比率の推移

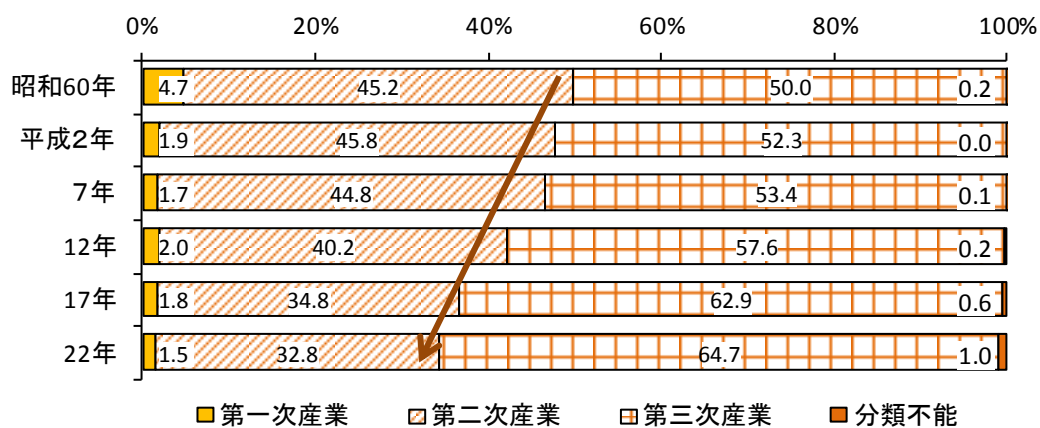


資料：平成22年までは国勢調査、平成25年は住民基本台帳

産業別就業人口の割合の推移をみると、「第二次産業」が年々少なく、「第三次産業」が年々多くなっています。昭和60年と比較すると、「第一次産業」が3.2ポイント減、「第二次産業」が12.46ポイント減、「第三次産業」が14.7ポイント増と、「第二次産業」の減少と「第三次産業」の増加が目立ちます。平成22年においては「第一次産業」が1.5%、「第二次産業」が32.8%、「第三次産業」が64.7%と、3人に1人程度が「第二次産業」、3人に2人程度が「第三次産業」という結果になっています。

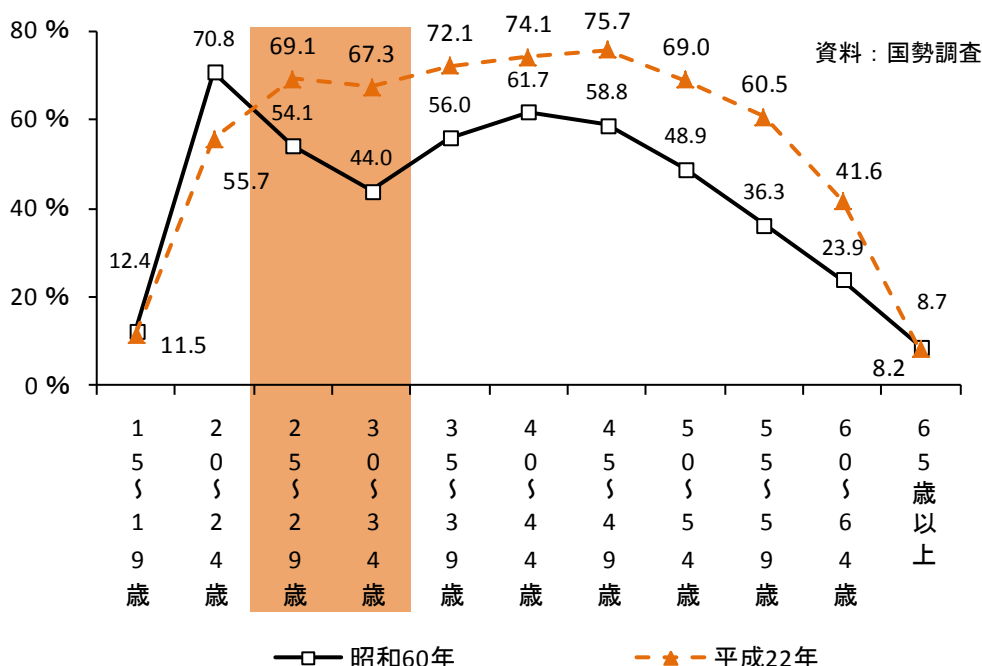
女性の年齢別就業状況をみると、35～49歳において就労している人が7割以上という高い割合となっています。昭和60年と比較すると、25～64歳において就労している人が多くっており、唯一20～24歳において少なくなっています。また、昭和60年は20代前半をピークに減少に転じ、30代後半から再度増加するというM字曲線を描いており、結婚・出産を機に仕事を辞め、その後再度就労する傾向が伺えます。一方、平成22年は30代前半に微減するものの、大きな減少はみられず、ほぼ山型になっています。

■ 産業別就業人口の割合の推移



資料：国勢調査

■ 女性の年齢別就業状況



資料：国勢調査

(2) 子育て施策の実施状況

公立保育所の保育所数は、平成21年度から3園で推移していますが、平成23年度以降、認可定員数は前年までより5人少ない220人で推移しています。就園率は、増減を繰り返しながら5～6割程度で推移しています。私立保育園の数も3園で推移していますが、認可定員数を平成22年度に前年より30人少ない210人としてからは、横ばいで推移しています。就園率は、平成22年度に102.4%と定員を上回ったものの、それ以外の年度では8～9割程度で推移しています。(公立保育所の開所数は平成26年度より2園です。)

乳児保育の実施箇所数は増減を繰り返すものの、実利用者数は10人前後で推移しています。18時以降の延長保育の実施箇所数は2か所と横ばいですが、実利用者数は平成23年度に49人と多くなり、その後は30人台で推移しています。障がい児保育の実施箇所数は増減を繰り返すものの、実利用者数に比例しています。

■ 保育所（園）数・児童数の推移

		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
公立	保育園数（園）	3	3	3	3	3
	認可定員数（人）	225	225	220	220	220
	在園児童数（人）	145	137	126	134	119
	就園率（％）	64.4	60.9	57.3	60.9	54.1
私立	保育園数（園）	3	3	3	3	3
	認可定員数（人）	240	210	210	210	210
	在園児童数（人）	219	215	198	173	190
	就園率（％）	91.3	102.4	94.3	82.4	90.5

資料：福祉課 各年度4月1日現在

■ 特別保育等利用の状況の推移

		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳児保育	実施箇所数（所）	3	3	4	2	3
	実利用者数（人）	10	7	13	8	7
延長保育 (18時以降)	実施箇所数（所）	2	2	2	2	2
	実利用者数（人）	18	24	49	32	35
障害児保育	実施箇所数（所）	1	2	2	1	2
	実利用者数（人）	1	2	2	1	2

資料：福祉課

■ 各特別保育の状況

保育所名	実利用者数（人）		
	乳児保育	延長保育 (7:30～19:00)	障害児保育
大月保育園	3	23	-
ふたば保育園	3	-	1
富浜保育園	1	12	1

資料：福祉課

本市の幼稚園は私立のみの4か所で、認可定員数570人に対し、入園児童は平成23年度までに微増傾向でしたが、平成24年度に減少に転じ、平成25年度では179人で、就園率は31.4%に留まっています。(平成26年度より1園休園中)

■ 幼稚園数・幼稚園児の推移

		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
私立	幼稚園数 (園)	4	4	4	4	4
	認可定員数 (人)	570	570	570	570	570
	在園児童数 (人)	202	205	212	189	179
	就園率 (%)	35.4	36.0	37.2	33.2	31.4

資料：教育委員会 各年度5月1日現在

本市の小学校児童数は減少し続けており、平成25年度では1,098人と、5年前に平成21年度よりも282人少なくなっています。児童数の減少を背景に、適正規模・適正配置を進めているため、平成25年度の小学校数は7校となっています。

■ 小学校数・小学校児童数の推移

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校数 (校)	11	10	8	7	7
1年生 (人)	184	200	175	167	163
2年生 (人)	218	183	199	175	166
3年生 (人)	228	216	181	201	175
4年生 (人)	219	226	215	182	200
5年生 (人)	256	215	225	213	180
6年生 (人)	275	257	213	222	214
合計 (人)	1,380	1,297	1,208	1,160	1,098

資料：教育委員会 各年度5月1日現在

放課後学童クラブは、平成 22 年度以降、10 か所で運営しています。在籍者数は、平成 21 年度以降は、平成 23 年度までは増加、その後減少に転じて、平成 25 年度では 205 人となっています。

放課後学童クラブの設置状況は、下記の表のとおりです。

(平成 26 年度移転に伴い、「つくしんぼⅠ・Ⅱ」は「やえざくらⅠ・Ⅱ」に名称変更しました。)

■ 放課後学童クラブの状況の推移

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施箇所(所)	9	10	10	10	10
在籍者数(人)	185	215	246	240	205
鳥沢小学校 たんぽぽクラブ(人)	20	21	28	31	32
猿橋小学校 ひまわりⅠクラブ(人)	48	46	48	40	37
猿橋小学校 ひまわりⅡクラブ(人)	7	21	36	37	21
猿橋小学校 ももくらの里クラブ(人)	14	10	9	10	7
強瀬小学校 風の子クラブ(人)	16	20	18	11	11
大月東小学校 つくしんぼⅠクラブ(人)	27	22	21	22	21
大月東小学校 つくしんぼⅡクラブ(人)	19	20	20	24	13
大月西小学校 さくらんぼクラブ(人)	27	28	34	25	19
七保小学校 なのはなクラブ(人)	7	7	12	19	22
初狩小学校 たきごクラブ(人)		20	20	21	22

資料：福祉課

■ 放課後学童クラブの設置状況

クラブ名	障害児 受入可否	開館日時	長期休暇時 の対応	放課後児 童指導員 (人)
たんぽぽクラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	4
ひまわりⅠクラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	5
ひまわりⅡクラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	4
ももくらの里クラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	3
風の子クラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	3
やえざくらⅠクラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	3
やえざくらⅡクラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	6
さくらんぼクラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	3
なのはなクラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	4
たきごクラブ	可	13:00~18:00 (日、祝日12/29~1/3まで休業)	8:30:~18:00	3

資料：福祉課

ファミリーサポートセンターの延利用件数は、平成23～24年度において400件台と多くなっていますが、平成25年度には336件となっています。また、実利用者数は、増減を繰り返しながら60～70人台で推移していたものの、平成25年度には54人とやや少なくなっています。延利用時間は、平成21年度の927時間が最も多く、平成24年度以降は400時間台で推移しています。

児童厚生施設の人数は、増減を繰り返しており、平成25年度には7,546人と、平成21年度以降、最も少なくなっています。児童養護施設の人数は、平成22年度の14人をピークに減少傾向にあり、平成25年度では7人となっています。平成25年度の乳児院、児童自立支援施設の人数は0人となっています。

家庭児童相談の合計件数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成24年度には前年を169件上回る414件となっています。平成25年度には332件と82件減少しましたが、平成21年度以降、2番目に高くなっています。相談内容で多くを占めているのは「家族関係」で、毎年100件を超えて推移しています。

■ ファミリーサポートセンター利用状況の推移

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
延利用件数 (件)	328	308	450	420	336
実利用者数 (人)	72	60	75	60	54
延利用時間 (時間)	927	561	641	488	425

資料：福祉課

■ 児童福祉施設の状況の推移

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳児院 (人)	2	2	0	0	0
児童厚生施設 (人)	9,814	10,130	8,120	8,321	7,546
児童養護施設 (人)	9	14	8	8	7
児童自立支援施設 (人)	1	1	1	0	0
総計 (人)	9,826	10,147	8,129	8,329	7,553

資料：福祉課

■ 家庭児童相談の状況の推移

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
性格・生活習慣等 (件)	0	0	0	3	0
知能・言語 (件)	0	0	0	10	0
学校生活 (件)	35	26	26	94	59
家族関係 (件)	117	186	124	189	142
心身障害 (件)	9	4	9	0	0
非行 (件)	0	3	16	2	0
環境福祉 (件)	0	0	4	19	13
その他 (件)	35	62	66	97	118
合計 (件)	196	281	245	414	332

資料：福祉課

不登校児童・生徒の状況は、小学生では1桁台で推移しており、中学生においては平成22年度の36人をピークに減少傾向で、平成24年度以降20人を下回る人数で推移しています。

虐待の通告件数は、毎年度とも数件ですが、平成21年度以降、平成23年度まで増加、その後減少し、平成25年度では2件となっています。また、通告された事例すべてが虐待に該当し、処遇されています。

民生委員・児童委員による相談件数は、平成23年度をピークに減少に転じており、平成25年度には14,760件となっています。民生委員・児童委員数の定員は、119人です。(25年度欠員あり。)

■ 不登校児童・生徒の状況等

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校 不登校児童数(人)	5	6	6	9	5
心の相談員(人)	0	0	0	0	0
スクールカウンセラー(人)	0	0	0	0	17
いじめ(件)	5	32	17	49	18
中学校 不登校生徒数(人)	29	36	27	17	19
心の相談員(人)	0	0	0	0	0
スクールカウンセラー(人)	107	184	177	161	87
いじめ(件)	1	18	5	40	14

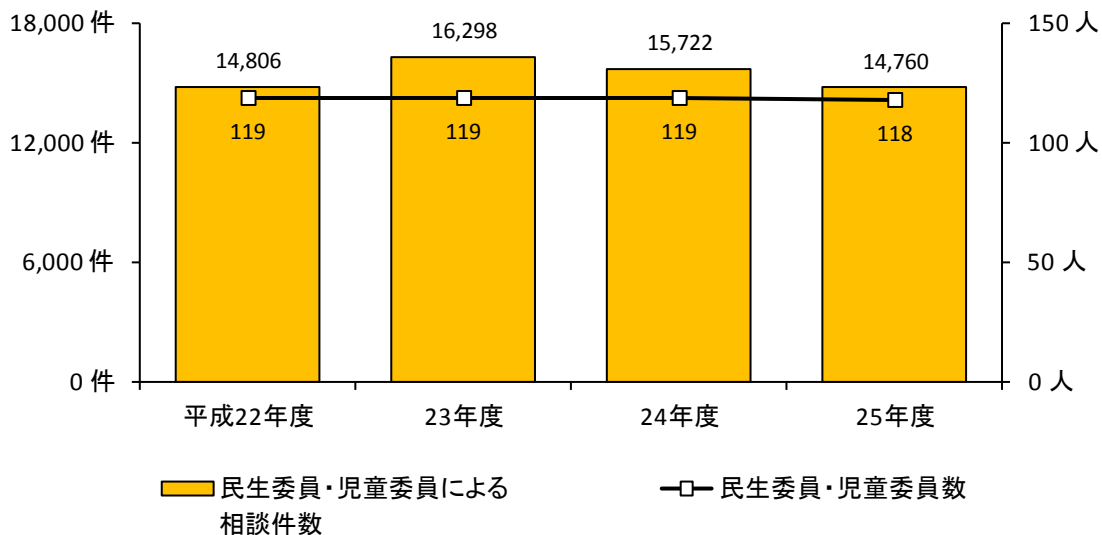
資料：不登校児童生徒調 各年度3月31日現在

■ 虐待通告件数の推移

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
通告件数(件)	1	4	5	4	2
非該当件数(件)	0	0	0	0	0
実件数(件)	1	4	5	4	2
処遇数(件)	1	4	5	4	2

資料：福祉課

■ 民生委員・児童委員の状況の推移



資料：福祉課

乳幼児健康診査の受信状況は、全体的に受診率が9割を超えて多いものの、妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査においては受診率が8割以下と少なくなっています。特に乳児一般健康診査においては平成22年度以降、6割～7割強で推移しています。一方、平成21～22年度において受診率が9割を下回っていた2歳児歯科健診は、平成23年度以降、9割以上に改善しました。

■ 乳幼児健康診査の受診状況の推移

事業名		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
妊婦一般健康診査	該当児（人）	2,015	2,105	2,192	1,701	1,787
	受診児（人）	1,611	1,530	1,759	1,362	1,348
	受診率（%）	80.0	72.7	80.2	80.1	75.4
乳児一般健康診査	該当児（人）	242	280	352	262	262
	受診児（人）	204	203	210	203	168
	受診率（%）	84.3	72.5	59.7	77.5	64.1
4か月児健康診査	該当児（人）	129	152	122	135	102
	受診児（人）	122	149	118	129	101
	受診率（%）	94.6	98.0	96.7	95.6	99.0
9か月児健康診査	該当児（人）	144	128	127	155	106
	受診児（人）	137	125	122	152	101
	受診率（%）	95.1	97.7	96.1	98.1	95.3
1歳6か月児健康診査	該当児（人）	130	128	143	130	137
	受診児（人）	123	124	139	126	134
	受診率（%）	94.6	96.9	97.2	96.9	97.8
2歳児歯科健診	該当児（人）	142	131	131	140	149
	受診児（人）	120	114	122	130	140
	受診率（%）	84.5	87.0	93.1	92.9	94.0
3歳児健康診査	該当児（人）	171	140	134	132	141
	受診児（人）	156	137	132	125	138
	受診率（%）	91.2	97.9	98.5	94.7	97.9

資料：保健介護課

市では下記の表の教育事業、保健指導・相談、訪問指導等を行っています。

育児教室は、平成 25 年度に実施回数を増加したにも関わらず、平成 21 年度以降、参加者数が減少傾向にあり、平成 25 年度には 66 人となっています。新生児及び乳児訪問指導は、平成 21 年度以降、平成 23 年度までは増加、その後減少に転じ、平成 25 年度には 119 人と平成 21 年度以降、最も少なくなっています。養育支援は、平成 22～23 年度において 100 人を大きく超えて多くなっていますが、平成 24 年以降は 60 人台で推移しています。

健康教育事業の推移

事業名	対象者		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
発育発達相談	健診等での 継続支援	実施回数(回)	42	32	32	34	34
		参加者数(人)	79	66	80	68	68
育児教室	生後1か月の児と その親	実施回数(回)	12	12	12	12	13
		参加者数(人)	98	96	94	85	66
もぐもぐ教室	生後3か月の児と その親	実施回数(回)	12	5	6	6	6
		参加者数(人)	70	67	58	61	55
のびのびっこ教室	発達面に 問題のある 3歳以下の子と 保護者	実施回数(回)	12	12	11	12	11
		参加者数(人)	14	8	11	17	9
すくすく教室	発達面に 問題のある 3歳以上の子と 保護者	実施回数(回)	11	11	12	12	11
		参加者数(人)	10	11	10	13	17
ママ・パパ学級	妊婦とその夫	実施回数(回)	20	20	20	20	20
		参加者数(人)	48	53	61	42	41

資料：保健介護課

保健指導・相談の状況の推移

事業名	対象者		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新生児及び乳児 訪問指導	新生児及び乳児と その親	延利用者数(人)	125	137	151	132	119
幼児訪問事業	幼児とその親	延利用者数(人)	8	8	8	8	6

資料：保健介護課

訪問指導等の推移

事業名	対象	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
養育支援	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者の養育を支援することが必要である児童 ■保護者に監護させることが不適當である児童及びその保護者 ■出産後の養育について出産前において支援を行う事が必要である妊婦 	70	166	137	67	69

資料：保健介護課

児童手当の支給対象者数は、年々減少傾向にあり、平成25年度には1,435人となっています。一方、児童扶養手当受給者数（受給資格者数）は増加傾向にあり、平成25年度には185件となっています。特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、おおよそ同数で推移しています。

乳幼児医療費助成の延べ件数は、増減を繰り返し、平成25年度には12,189件と平成22年度以降、最も少なくなっています。医療費助成の支払い件数は年々少なくなっており、平成24年度には前年を1,486件下回り、その後も減少を続けています。一方で、母子家庭等医療費助成、重度心身障害者等医療費助成の件数は年々多くなっています。

■ 各種手当の状況の推移

	平成22年度	23年度	24年度	25年度
児童手当 支給対象者数（人）	1,650	1,579	1,524	1,435
児童扶養手当 受給者数 （受給資格者数）（件）	164	169	180	185
特別児童扶養手当（件）	38	38	34	31
障害児福祉手当（件）	7	8	7	6

資料：福祉課

■ 各種助成の状況の推移

		平成22年度	23年度	24年度	25年度
乳幼児医療費助成	延べ件数（件）	12,681	12,509	12,829	12,189
	対象人数（人）	850	843	767	726
子ども医療費助成	（支払件数）	17,460	16,245	14,759	14,679
母子家庭等医療費助成	（件）	4,138	4,497	4,381	4,723
重度心身障害者等医療費助成	（件）	23,036	23,501	23,740	23,872

資料：福祉課

下記の表のように、大月市内には都市公園が2か所、近隣公園が23か所あります。

■ 公園の状

公園名称	区分	概要
猿橋近隣公園	都市公園	面積14,113㎡、遊具、水道、トイレ園路を整備
岩殿山公園	都市公園	面積335,000㎡ 遊具、水道、トイレ園路を整備
天野記念公園	近隣公園	面積2,460㎡
天野公園	近隣公園	面積299㎡、遊具
初狩神戸公園	近隣公園	面積393㎡
下丸田公園緑地	近隣公園	面積115.59㎡、遊具
小林宏治記念公園	近隣公園	面積99.19㎡
猿橋遊園地	近隣公園	面積1,532.90㎡
桂台どんぐりの公園	近隣公園	面積2,285㎡、遊具
桂台リスの公園	近隣公園	面積5,888㎡、遊具
桂台さかなの公園	近隣公園	面積9,078㎡、遊具
殿上検沢遊園地	近隣公園	面積174.78㎡、遊具
猿橋天神下団地児童自然公園	近隣公園	面積1,012.38㎡、遊具
猿橋鷺尾公園	近隣公園	面積189㎡
猿橋天神下公園	近隣公園	面積70.44㎡、遊具
猿橋天神下公園緑地	近隣公園	面積129㎡
ゆりヶ丘公園	近隣公園	面積4,444㎡
神倉公園	近隣公園	面積247㎡、遊具
下和田天神の尾公園	近隣公園	面積69㎡、遊具
宮谷移住地公園	近隣公園	面積691㎡、遊具
宮谷公園緑地	近隣公園	面積82㎡
宮谷平中公園緑地	近隣公園	面積83㎡
寺向遊園地	近隣公園	面積374.78㎡、遊具
山谷公園	近隣公園	面積105㎡、遊具
下畑道下公園	近隣公園	面積46㎡

* 都市公園 …市全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園

* 近隣公園 …半径 500m 程度の近隣に居住する人々が利用する 2ha を標準とする公園

資料：産業観光課

(3) ニーズ調査のとりまとめ

1. 調査設計

- (1) 対象地域：大月市全域
- (2) 調査期間：平成25年12月5日～平成26年1月28日
- (3) 調査方法：①就学前児童 施設配布・施設回収（未就園児は郵送配布・郵送回収）
②小学校児童 学校配布・学校回収

2. 回収状況

	対象者数	有効回収数	有効回収率(%)
就学前児童	850 世帯	462 世帯	54.4%
小学校児童	825 世帯	697 世帯	84.5%

3. 注意事項

- ・結果は百分率で表示し、数表・グラフの百分率は小数第2位を四捨五入しています。そのため、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがあります。また、複数回答可の設問は、すべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- ・グラフ中の「N (Number of case の略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。
- ・スペースの関係で、文言が長い選択肢については、一部省略しています。
- ・就学前児童は「就学前」、小学校児童は「小学生」と記載しています。

1. お子さんご家族の状況について

■ お住まいの小学校区

	初狩	大月東	大月西	七保	強瀬	猿橋	鳥沢	無回答
就学前	8.2%	19.7%	6.5%	7.8%	9.7%	34.6%	11.9%	1.5%
小学生	10.2%	19.8%	8.3%	8.5%	5.5%	34.0%	13.2%	0.6%

■ 対象者の年齢（平成25年4月1日現在）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前	21.0%	13.4%	13.0%	17.5%	15.2%	19.9%	0.0%
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	無回答
小学生	12.8%	13.1%	15.6%	18.8%	18.5%	20.5%	0.7%

■ お子さんの子育てを主に行っている方

就学前:「主に母親」49.6% > 「父母ともに」46.8% > 「主に祖父母」2.2%
 小学生:「父母ともに」52.5% > 「主に母親」42.9% > 「主に祖父母」3.0%

■ 父母との同居状況

就学前:「父母同居」90.7% > 「ひとり親家庭」7.8% > 「父親/母親単身赴任等世帯」1.5%
 小学生:「父母同居」85.1% > 「ひとり親家庭」11.3% > 「父親/母親単身赴任等世帯」2.7%

■ 祖父母との同居・近居状況

『祖父母と同居・近居している』————— 就学前:89.2% 小学生:83.8%
 (全体から「祖父母どちらとも同居・近居していない」、「無回答」を除いた割合)

- 就学前は「主に母親」、小学生は「父母ともに」子育てを行っている人が約半数
- 8割以上が「父母同居」だが、1割弱～1割は「ひとり親家庭」
- 『祖父母と同居・近居している』は8～9割

2. お子さんの育ちをめぐる環境について

■ お子さんの子育てに日常的に関わっている方・施設

就学前:「父母ともに」58.0% > 「母親」36.6% > 「祖父母」35.5% > 「保育所」34.0%
 小学生:「父母ともに」54.1% > 「小学校」41.0% > 「母親」40.5% > 「祖父母」22.2%

■ お子さんの子育てに、もっとも影響すると思われる環境

就学前:「家庭」93.3% > 「保育所」40.3% > 「幼稚園」24.0% > 「地域」18.4%
 小学生:「家庭」88.5% > 「小学校」72.7% > 「地域」18.5%

■ お子さんをみてもらえる親族・知人の有無

祖父母等の親族にみてもらえる

- ・日常的 _____ 就学前:42.9% 小学生:48.2%
- ・緊急時もしくは用事の際 _____ 就学前:55.2% 小学生:44.2%

友人・知人にみてもらえる

- ・日常的 _____ 就学前:2.2% 小学生:4.2%
- ・緊急時もしくは用事の際 _____ 就学前:8.4% 小学生:14.9%

⇒ 『子どもをみてもらえる親族または友人・知人がいる』(全体から「いずれもない」、「無回答」を除いた割合)
 就学前:93.7% 小学生:91.7%

■ お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所

「いる／ある」 _____ 就学前:93.7% 小学生:91.8%

■ お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先（いる／ある人のみ）

	就学前	小学生
第1位	祖父母等の親族 84.1%	友人や知人 81.7%
第2位	友人や知人 81.8%	祖父母等の親族 71.1%
第3位	保育士 24.0%	小学校の先生 34.7%
第4位	幼稚園教諭 20.1%	近所の人 8.4%
第5位	かかりつけの医師 9.5%	かかりつけの医師 3.8%

■ お子さんの子育てに関する支援情報の入手先

	就学前	小学生
第1位	知人・友人 58.2%	知人・友人 60.8%
第2位	広報おおつき 47.0%	小学校 55.5%
第3位	テレビ 32.3%	広報おおつき 32.4%
第4位	保育所 30.1%	テレビ 28.8%
第5位	インターネット 28.4%	新聞・雑誌 21.8%

■ お子さんの子育てに関する支援情報についての満足状況

『満足している』(「とても満足」+「やや満足」) _____ 就学前:49.1% 小学生:47.8%

- 子育てにもっとも影響すると思われる環境は「家庭」が9割前後
- 日常的または緊急時に親族や友人・知人に見てもらえる人は、9割以上
- 相談先として「親族」、「友人や知人」が多い

3. 保護者の就労状況について

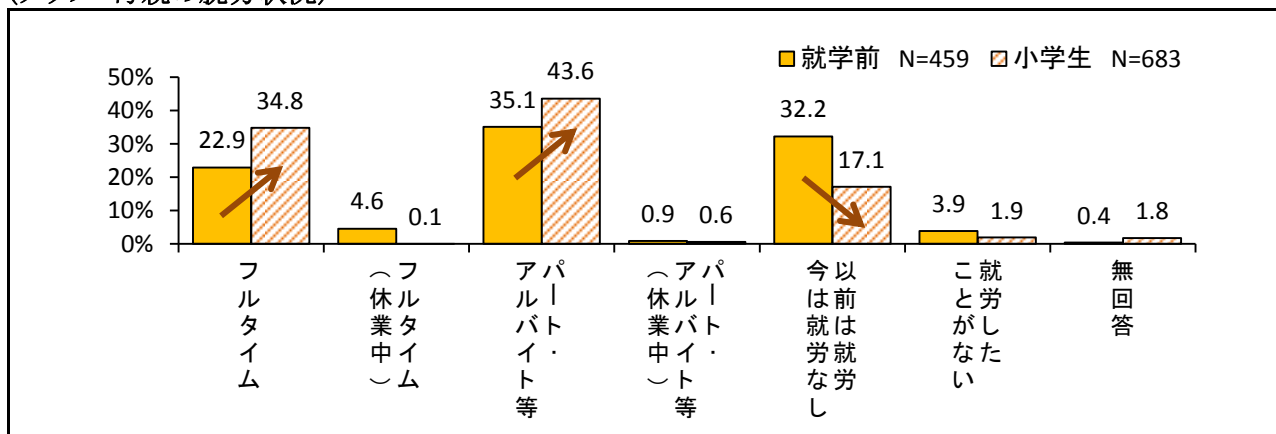
■ 就労状況

母親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 今は就労なし	就労した ことがない	無回答
就学前	22.9%	4.6%	35.1%	0.9%	32.2%	3.9%	0.4%
小学生	34.8%	0.1%	43.6%	0.6%	17.1%	1.9%	1.8%

父親	フルタイム	フルタイム (休業中)	パート・ アルバイト等	パート・ アルバイト等 (休業中)	以前は就労 今は就労なし	就労した ことがない	無回答
就学前	93.9%	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.2%	4.9%
小学生	91.7%	0.0%	0.8%	0.2%	0.5%	0.0%	6.8%

※休業中は、産休・育休・介護休暇中を指す

(グラフ 母親の就労状況)



■ 【母親】フルタイムへの転換希望 (パート・アルバイト等で就労している人のみ)

就学前:「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」55.2%

> 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」23.6%

小学生:「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」61.6%

> 「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」24.8%

■ 【母親】就労したいという希望 (就労していない人のみ)

就学前:「1年より先に就労したい」53.0% > 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」23.5%

> 「就労の予定はない」21.1%

小学生:「就労の予定はない」39.2% > 「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」34.6%

> 「1年より先に就労したい」25.4%

■ 【母親】希望する就労形態 (すぐにでも、1年以内に就労したい人のみ)

就学前:「パート・アルバイト等」79.5% > 「フルタイム」17.9%

小学生:「パート・アルバイト等」77.8% > 「フルタイム」22.2%

○ 就学前の母親は半数以上、小学生の母親は7割以上が

『就労している (休業中を除く)』(「フルタイム」+「パート・アルバイト等」)

○ パート・アルバイト等で就労している人は、継続を希望する人が多い

○ 子どもが、小学生より就学前の母親に『就労したい』

(「1年より先に就労したい」+「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」)が多い

4. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（就学前のみ）

■ 定期的な教育・保育の事業の利用状況

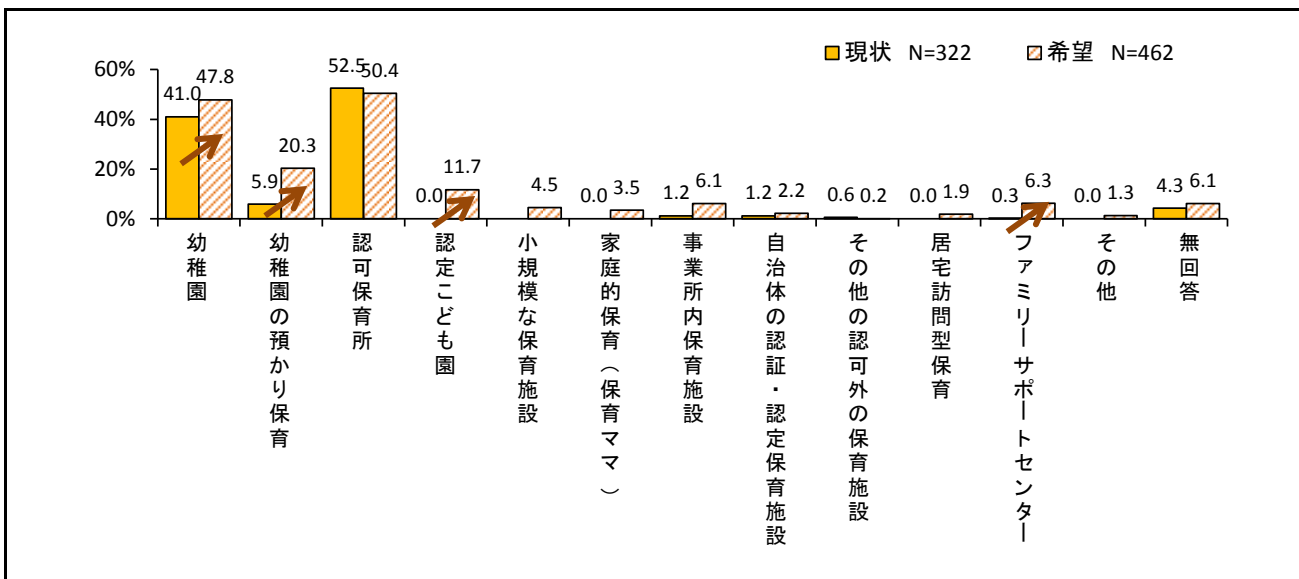
「利用している」69.7% > 「利用していない」30.3%

「利用している」⇒ 0歳 7.2%、1歳 54.8%、2歳 70.0%、3歳 97.5%、4歳 98.6% 5歳 98.9%

■ 利用している事業・利用したい事業

【現状】「認可保育所」52.5% > 「幼稚園」41.0% > 「幼稚園の預かり保育」5.9%

【希望】「認可保育所」50.4% > 「幼稚園」47.8% > 「幼稚園の預かり保育」20.3%



■ 利用している事業・利用したい事業の実施場所

【現状】「大月市内」82.3% > 「大月市外」4.0%

【希望】「大月市内」91.1% > 「大月市外」5.0%

■ 事業を利用していない理由

「子どもがまだ小さいため」73.6% > 「利用する必要がない」45.0%



> 「子どもの祖父母や親戚の人がみている」11.4%

利用を開始しようと思うお子さんの年齢 —— 「3歳」62.1% > 「4歳」13.6% > 「2歳」11.7%

○ 3歳以上の定期的な教育・保育の事業を「利用している」は9割強

○ 「認可保育所」の利用が約半数、「幼稚園」が約4割

○ 「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」、「ファミリーサポートセンター」の希望が現状より多い

5. 地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前のみ）

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」79.4% > 「地域子育て支援拠点事業」16.7%

■ 今後の利用意向

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」59.1%

> 「利用していないが、今後利用したい」24.5%

> 「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」10.4%

■ 事業の認知状況・利用状況・満足度・利用意向

	認知状況		利用状況	
第1位	児童館	90.5%	児童館	69.0%
第2位	乳児訪問指導	80.7%	乳児訪問指導	63.6%
第3位	親子あそび	77.3%	親子あそび	43.9%
第6位	妊産婦訪問事業	45.7%	妊産婦健康相談	21.2%
第7位	家庭児童相談室・		ファーストスプーン事業	8.4%
第8位	ファーストスプーン事業	30.5%	家庭児童相談室	5.0%
	満足度（利用した人のみ・5点満点）		利用意向	
第1位	乳児訪問指導	4.25点	児童館	55.4%
第2位	妊産婦訪問事業・		親子あそび	42.9%
第3位	乳幼児健康相談	4.18点	乳幼児健康相談	38.5%
第6位	家庭児童相談室	4.06点	ファーストスプーン事業	23.4%
第7位	ファーストスプーン事業	3.94点	妊産婦健康相談	20.8%
第8位	児童館	3.82点	妊産婦訪問事業	19.9%

○ 地域子育て支援拠点事業を「利用していない」が約8割

○ 「児童館」は認知状況、利用状況、利用意向において第1位だが、満足度においては最下位の3.82点

6. 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について（就学前のみ）

■ 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日———

「利用する必要はない」68.6% > 「月に1～2回は利用したい」24.0% > 「ほぼ毎週利用したい」5.2%

日曜日・祝日———

「利用する必要はない」69.5% > 「月に1～2回は利用したい」10.0% > 「ほぼ毎週利用したい」1.7%

■ 長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

（幼稚園を利用している人のみ）

「休みの期間中、週に数日利用したい」37.9% > 「利用する必要はない」28.8%

> 「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」27.3%

○ 「利用する必要はない」が土日祝は約7割、長期休暇中は約3割

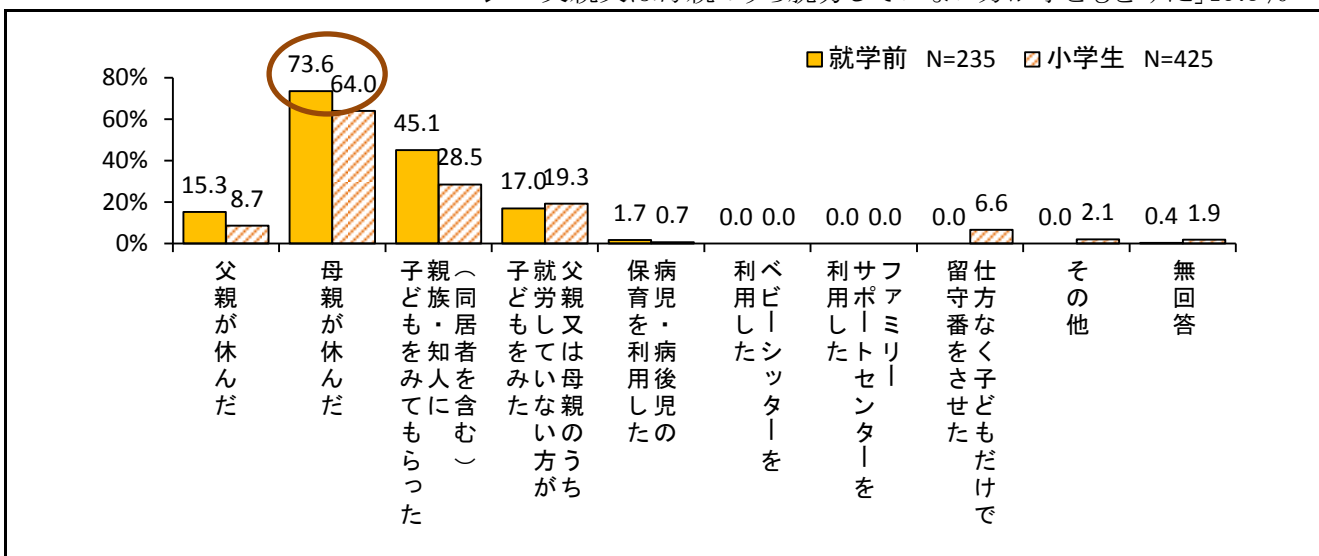
7. 病気の際の対応（平日の教育・保育を利用する方のみ）について

■ 1年間にお子さんが病気やケガで教育・保育の事業、小学校が利用できなかったこと
 （就学前：定期的に事業を利用している人のみ）

「あった」——— 就学前:73.0% 小学生:61.0%

■ その対処方法（あった人のみ）

就学前:「母親が休んだ」73.6% > 「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」45.1%
 > 「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」17.0%
 小学生:「母親が休んだ」64.0% > 「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」28.5%
 > 「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」19.3%



■ 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思ったか
 （母親／父親が休んだ人のみ）

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」——— 就学前:37.9% 小学生:25.6%

■ 「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思ったか
 （親族等が子どもをみた・留守番をさせた人のみ）

就学前:「できれば仕事を休んで看たい」47.7% > 「休んで看ることは非常に難しい」17.4%
 小学生:「できれば仕事を休んで看たい」48.0% > 「休んで看ることは非常に難しい」27.3%

○ 「母親が休んだ」6割以上で、主な対処方法となっている

○ 病児・病後児保育施設を「利用したい」は
 就学前で3割以上、小学生で2割以上

8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

■ 1年間の不定期の教育・保育事業の利用状況

就学前:「利用していない」80.3% > 「幼稚園の預かり保育」15.4%

小学生:「利用していない」95.8%

■ 利用していない理由（利用していない人のみ）

就学前:「特に利用する必要がない」79.8% > 「事業の利用方法(手続き等)がわからない」15.1%

小学生:「特に利用する必要がない」81.1% > 「事業の利用方法(手続き等)がわからない」13.5%

■ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用意向

就学前:「利用する必要はない」66.0% > 「利用したい」29.7%

小学生:「利用する必要はない」83.2% > 「利用したい」14.2%

■ 1年間に、保護者の用事により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらったこと

「あった」————— 就学前:19.5% 小学生:16.6%

■ その対処方法（あった人のみ）

「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」————— 就学前:87.8% 小学生:87.1%

○ 「特に利用する必要がない」という理由で利用していない人が多い

9. 小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前・5歳のみ）

■ 低学年の放課後の過ごし方

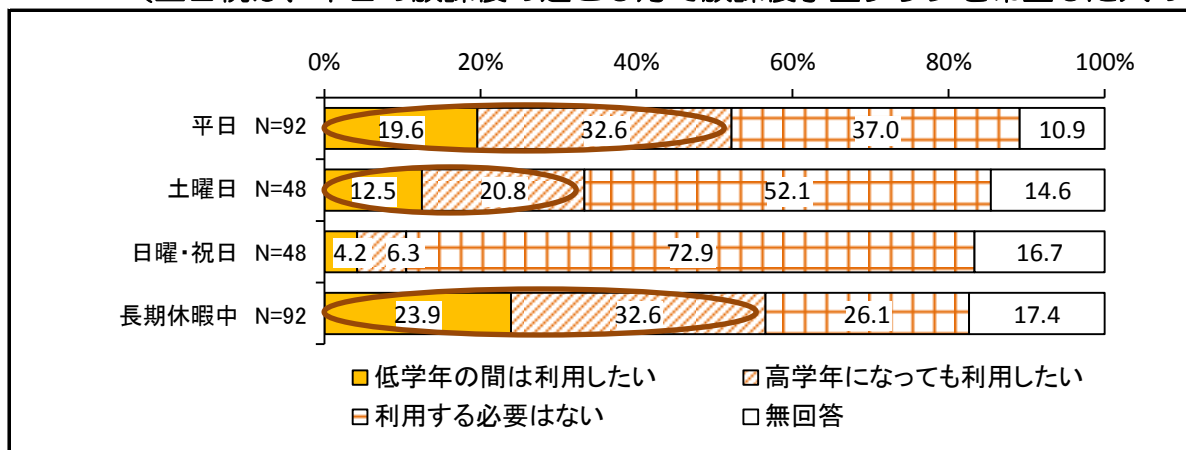
「放課後学童クラブ」50.0% > 「自宅」47.8% > 「習い事」30.4% > 「祖父母宅や友人・知人宅」17.4%

■ 高学年の放課後の過ごし方

「自宅」60.9% > 「習い事」43.5% > 「放課後学童クラブ」32.6% > 「祖父母宅や友人・知人宅」20.7%

■ 放課後学童クラブの利用希望

（土日祝は、平日の放課後の過ごし方で放課後学童クラブを希望した人のみ）



○ 利用希望は平日、長期休暇中は半数以上、土曜日は3割以上

10. 放課後学童クラブの利用状況・利用意向について（小学生のみ）

■ 放課後学童クラブの利用状況（6～8歳のみ）

「利用していない」58.8% > 「利用している」40.8%

「利用している」—— 6歳 51.7%、7歳 44.0%、8歳 29.4%

■ 平日・土曜日・長期休暇中の利用状況（利用している人のみ）

「利用している」—— 平日：99.2%、土曜日：7.6%、長期休暇中：90.7%

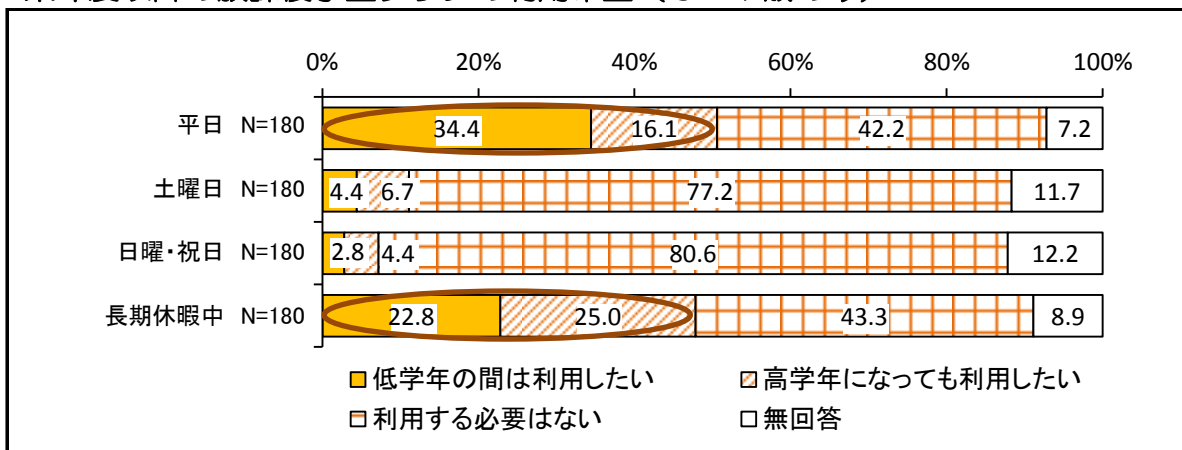
■ 放課後学童クラブを利用していない理由（利用していない人のみ）

「就労しているが、家族や親族の中に世話をしてくれる人がいるから」37.1%

「母親または父親が就労していないため、利用する必要がないから」34.7%

「就労しているが、放課後の短時間ならば子どもだけで大丈夫だと思うから」11.2%

■ 来年度以降の放課後学童クラブの利用希望（6～7歳のみ）



○ 全体の約4割が放課後学童クラブを「利用している」、

○ 年齢が高くなるほど「利用している」が少なくなる

○ 平日は半数以上、長期休暇中は4割以上が

『利用したい』（「低学年の間は利用したい」＋「高学年になっても利用したい」）

11. 育児休業など職場の両立支援制度について（就学前のみ）

■ 育児休業に関する制度（育児休業給付・保険料免除）の認知状況

「育児休業給付のみ知っていた」39.8% > 「いずれも知らなかった」32.0%

> 「いずれも知っていた」23.6%

⇒ 『育児休業給付を知っていた』（「いずれも知っていた」+「育児休業給付のみ知っていた」）63.4%

『保険料免除を知っていた』（「いずれも知っていた」+「保険料免除のみ知っていた」）25.8%

■ 育児休業の取得状況

【母親】「働いていなかった」54.5% > 「取得した」22.4% > 「取得していない」21.6%

【父親】「取得していない」85.3% > 「働いていなかった」0.9% > 「取得した」0.7%

■ 母親の育児休業取得後の職場復帰の状況（取得した人のみ）

【母親】「育児休業取得後、職場に復帰した」71.8% > 「現在も育児休業中である」17.5%

■ 母親の職場復帰のタイミング（育児休業取得後、職場に復帰した人のみ）

【母親】「年度初め以外だった」56.8% > 「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」37.8%

○ 育児休業給付の認知状況は6割以上、保険料免除の認知状況は2割以上

○ 母親において育児休業を「取得した」、「取得していない」はそれぞれ約2割
取得後は「職場に復帰した」が約7割

12. 子育てに関する一般的な事項について

■ 大月市の子育て環境や支援の満足度（1～5の5段階評価）

就学前：『満足していない』（「1」+「2」）44.0% > 「ふつう」（「3」）39.0% > 満足している』（「4」+「5」）12.8%
⇒平均点：2.55点

小学生：「ふつう」（「3」）44.3% > 『満足していない』（「1」+「2」）42.2% > 『満足している』（「4」+「5」）9.9%
⇒平均点：2.54点

■ 今後、大月市の子育て環境をさらによくしていくために、重要と思われるもの

就学前：「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」86.1%

「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」55.4%

「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」52.8%

小学生：「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」84.2%

「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」58.4%

「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」36.7%

○ 子育て環境や支援の満足度は『満足していない』、『ふつう』が多い

○ 「医療体制の整備」、「経済的な支援」、「遊び場の充実」が
就学前、小学生ともに上位3項目

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

より多くの人々が“大月で子どもを^{はぐく}みたい”と感じてもらえるよう、生まれてくる新しいいのちが家族や地域に心から祝福され、すべての人が地域で成長する子どもたちとの関わりを通じて喜びや感動に満ちた生活を送ることができる大月市を目指します。

また、新制度の施行にあたり、国の基本指針では、“子どもの最善の利益が実現される社会”を目指すことが謳われています。“子どもの最善の利益”とは“子どもにとっての幸せ”であり、それを実現するためには、まずは家庭における子育てがすべての原点・出発地点であると考えます。そのため、親が親としての成長することを支援し、地域全体で子育てを支え、子育てを通じて楽しみや希望を感じながら安心して生活できる大月市を目指します。

これらの考えを踏まえ、今回、新しく策定する「大月市 子ども・子育て支援事業計画」の基本理念の以下のとおりに定めます。

大月で^{はぐく}みたい

親子が育つ 人が育つ

生まれるいのちをみんなで^{はぐく}育む 大月

(2) 基本的な視点



(3) 施策の体系

大月で育みたい
親子が育つ 人が育つ
生まれるいのちをみんなで育む 大月

<基本目標1> 地域における子育て支援の推進

1. 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ① 施設型保育給付・地域型保育給付★ | ② 時間外保育 |
| ③ 病児・病後児保育 | ④ エンゼルサポート事業★ |
| ⑤ 一時預かり事業★ | ⑥ ファミリーサポートセンター事業★ |
| ⑦ 産休・育休明け保育推進事業 | ⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ）★ |
| ⑨ 保育サービス評価の充実 | ⑩ 保育所（園）の再編成★ |
| ⑪ 保育士等の確保 | ⑫ 放課後学童クラブと放課後子ども教室の連携 |

2. 子育てに関する情報・相談体制の充実

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ① 子ども家庭総合支援センター事業 | ② 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布 |
| ③ 子ども情報誌発行事業 | ④ ブックスタート事業～おおらかに育て大月っ子～ |
| ⑤ 相談事業★ | ⑥ 健康相談 |
| ⑦ 家庭児童相談事業 | ⑧ 発育発達相談 |

3. 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ① 母親クラブ | ② 保育サポーター養成講座 |
| ③ 地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成 | |

4. 子育て家庭への経済的支援

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| ① 児童手当 | ② 保育所（園）・幼稚園の保護者負担金の軽減 |
| ③ 子育てへの経済的支援 | ④ 児童扶養手当 |
| ⑤ ひとり親家庭医療費助成制度 | ⑥ 子育て支援医療費助成制度（乳幼児医療費助成） |
| ⑦ 幼稚園就園奨励費補助事業 | ⑧ 要保護及び準要保護児童就学援助事業 |

<基本目標2> きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

- | |
|------------------------------------|
| ① 児童虐待防止法の啓発 |
| ② 育児不安解消・虐待発生予防に向けた妊娠期からの継続した相談・支援 |
| ③ 要保護児童対策地域協議会の運営 |

2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ① ひとり親家庭に対する相談事業 | ② ひとり親家庭への経済的支援 |
| ③ 母子・父子自立支援員による相談・自立支援プログラムの作成 | |

3. 障がい児施策の充実

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ① 障がい児保育事業 | ② 放課後学童クラブでの障がい児の受け入れ体制の整備 |
| ③ 発育発達相談（再掲） | ④ のびのびっこ教室・すくすく教室 |
| ⑤ 障がい児に対する在宅サービス事業 | ⑥ 特別支援教育（ことばの教室） |
| ⑦ 障がいのある児童と親への経済的支援 | ⑧ 発達障がい児と親への継続的な支援体制の整備 |

<基本目標3> 仕事と家庭生活の両立支援

1. 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）実現のための環境づくりの促進

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ① 育児休業制度の啓発★ | ② 事業主等への仕事と家庭の両立に対する理解の促進 |
| ③ 再就職・再雇用を希望する人への支援 | ④ 保育サービス、放課後学童クラブ等の充実 |
| ⑤ ひとり親家庭等への自立支援制度 | |

2. 男女が共に参画・参加する子育て支援の推進

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 男女共同参画に関する啓発★ | ② 家庭内での男女共同参画の促進 |
|-----------------|------------------|

<基本目標4> 親子の健康の確保・増進

1. 母子の健康づくりの充実

- | | |
|--|---------------------------|
| ① 母子健康手帳の交付 | ② ママ・パパ学級 |
| ③ 育児教室 | ④ ビックムーンベイビー（子育て中のママのつどい） |
| ⑤ 子育てサポーターの活用 | |
| ⑥ 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導（乳児家庭全戸訪問事業・育児支援訪問事業） | |
| ⑦ 妊婦乳児一般健康診査 | ⑧ 乳児健康診査（4か月児・9か月児） |
| ⑨ 1歳6か月児健康診査 | ⑩ 3歳児健康診査 |
| ⑪ 妊婦歯科健康診査 | ⑫ 2歳児歯科健康診査 |
| ⑬ 事故防止対策 | ⑭ 予防接種 |

2. 食育・規則正しい生活習慣確立の推進

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 食に関する健康づくり | ② もぐもぐ教室（離乳食教室） |
| ③ 乳幼児への栄養相談 | ④ 親子ふれあい料理教室 |

3. 思春期の心と身体の健康づくりの推進

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① エイズ教育及び性感染症防止対策 | ② 心と性の健康づくり対策 |
| ③ 飲酒・喫煙防止対策 | ④ 薬物乱用防止対策 |

4. 周産期・小児医療体制の充実

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 小児医療体制の確保・充実★ | ② かかりつけ医の確保の啓発 |
| ③ 不妊治療に対する支援 | |

<基本目標5> 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

1. 幼稚園、学校の教育環境の充実

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ① サポート・ティーチング（S・T）推進事業 | ② 総合的な学習の時間推進事業 |
| ③ 地域ふれあい道徳教育推進事業 | ④ 幼児教育推進事業 |
| ⑤ 学校施設の整備 | ⑥ 学童クラブ指導員・補助員のスキルアップ講座 |

2. 次代を担う若い世代の育成

- ① 中学生等が乳児とふれあう機会の提供

3. 家庭や地域の教育力の向上への支援

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ① 地域全体で子育て家庭を支える意識啓発 | ② これから親となる男女への学習機会の提供 |
| ③ 地域と学校の連携、協力による多様な体験活動の推進 | |

4. 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 市立図書館運営事業 | ② 一日図書館体験事業 |
| ③ 子ども読書週間行事 | ④ 読み聞かせ、お話し会 |
| ⑤ 夏休み等子ども体験事業 | ⑥ 地域の高齢者の参画を得た世代間の交流 |
| ⑦ ふるさと大月教育人材バンクの活用 | |

<基本目標6> 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1. 子どもの遊び場・交流の場の充実

- | | |
|-------------|--------------|
| ① 都市公園の管理 | ② ポケットパークの管理 |
| ③ 児童館等の利用促進 | |

2. 子育てにやさしいまちづくりの推進

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 安全な歩道等の整備 | ② 公共施設等のバリアフリー化の推進 |
|-------------|--------------------|

3. 犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 登下校の安全の確保 | ② 安全安心情報メール |
| ③ 交通安全対策推進事業 | ④ 防犯教室・講習の開催 |
| ⑤ 災害時の子育て支援の充実 | |

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 関係業界への自主的措置の働きかけ | ② 有害情報に関する啓発 |
|--------------------|--------------|

★……重点推進施策

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1. 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

女性の社会進出や経済状況の悪化などを理由に、子どもを預けて仕事をする女性が以前より増えています。しかし、核家族化が進んだことで子どもの預け先として祖父母等の親族を頼ることができる家庭は一部に限られている上、晩婚化や高齢出産に伴って祖父母が高齢となり子どもをみるのが難しくなるなど、保育所（園）や幼稚園などの教育・保育施設の利用ニーズは高まる一方です。また、フルタイムで働く女性が増えたことや社会全体として就労の形態が多様化したことにより、従来の教育・保育時間や平日のみの教育・保育ではニーズに対応できないといった問題も出てきています。

一方で、専業主婦として家庭で家事・子育てをしている女性に対しても、子育てに関しての悩みや不安を一人で抱え込まず、社会とのつながりをもちながら、子育ての喜びを感じられるよう、支援していくことが大切になります。

このように子育てに関するニーズは家庭の状況によって大きく変わるため、子ども・子育て支援制度に基づき、ニーズに応えるための適切なサービスの提供を図ります。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 施設型保育給付・地域型保育給付【重点推進施策】		福祉課	新規
内容	◆ 保育所（園）、幼稚園、認定こども園に対し、教育・保育が適切に実施されるよう施設型給付費を支給します。また、地域型保育事業を実施する施設に対し、保育が適切に実施されるよう地域型保育給付費を支給します。		
方向性	◆ 子ども・子育て新制度に基づき、子育て家庭の生活実態やニーズを十分に踏まえた教育・保育の受け皿の整備を図ります。		
② 時間外保育		福祉課	継続実施
内容	◆ 就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を行います。		
方向性	◆ 利用者のニーズに応じたサービスの提供を図ります。		
③ 病児・病後児保育		福祉課	新規
内容	◆ 児童が病中、または病気回復期において、集団保育が困難な時期に一時的にその児童の預かりを行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病院等に付設された専用スペースにおいて、病児・病後児保育を行います。		
方向性	◆ 大月市立中央病院で、平成26年度に事業を開始し、受け入れ体制の充実に努めます。		
④ エンゼルサポート事業【重点推進施策】		福祉課	拡充
内容	◆ 子どもを養育している家庭の保護者の必要に応じ、1歳から12歳までの子どもを日中、一時的に保育する事業を、子ども家庭総合支援センターで実施します。		
方向性	◆ 誰でも利用しやすいよう、市広報等により周知の拡充を図り、利用者の増加に努めます。 ◆ ファミリーサポート事業と連携をしながら継続して実施します。 ◆ 突発的な要望にも対応できるよう努めていきます。		
⑤ 一時預かり事業【重点推進施策】		福祉課	新規
内容	◆ 家庭で子育て中の保護者が、病気や冠婚葬祭等で育児ができなくなったときや育児疲れ解消のために、子ども家庭総合支援センター等で一時的に預かります。		
方向性	◆ 利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。		

事業・施策の名称		担当課	区分
⑥ ファミリーサポートセンター事業 【重点推進施策】		福祉課	拡充
内容	◆ 仕事と育児の両立のために、6か月から12歳までの子どもを預けたい保護者（依頼会員）に対して、子どもを預かることができる者（協力会員）を紹介する会員組織の相互援助活動の調整を図る事業を、子ども家庭総合支援センターで実施します。		
方向性	◆ 急な預かりなどの依頼に対応できるように利用しやすい環境を整え、円滑な調整を図れるよう努めます。		
⑦ 産休、育休明け保育推進事業		福祉課	継続実施
内容	◆ 0歳児が3人以上で、かつ1歳児を5人以上預かる民間の保育園に対し、産休、育休明けの保育推進事業の充実を促進します。		
方向性	◆ 年度途中の入所ができないことがあるので、保育士の人材確保に努めます。		
⑧ 放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ） 【重点推進施策】		福祉課	拡充
内容	◆ 保護者の就労等のため、放課後等において家庭での監護に欠ける小学校1～6年生の児童に対し、学校施設等を利用して集団遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。		
方向性	◆ 4年生までの受入れでしたが、6年生まで拡充して、実施します。		
⑨ 保育サービス評価の充実		福祉課	継続実施
内容	◆ 事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの向上に結びつけること及び利用者の適切なサービス選択に役立つ情報を提供します。		
方向性	◆ 保育の質を確保し、広く市民に保育に関する情報を提供するため、積極的に第三者評価を受審していきます。		
⑩ 保育所（園）の再編成 【重点推進施策】		福祉課	継続実施
内容	◆ 保育所（園）への入所希望は一部の保育所（園）に偏っているため、保育所（園）の配置見直し、施設の拡充と環境整備等の改善計画の推進を図っていきます。		
方向性	◆ 老朽化した施設と児童数の減少に対応するため、幼保一元化についても関係機関とともに協議・検討します。 ◆ 保育所（園）・幼稚園整備等の推進のため、公共用地等と幼稚園・保育園を運営する法人等の組み合わせ照会を行い、施設の改善・整備の推進を図り、事業の実施に向けて検討を進めます。		
⑪ 保育士等の確保		福祉課	継続実施
内容	◆ 妊産婦も含めて、子どもの健全な成長を促進するため、また保育の多機能化への円滑な移行を図るために、保育士及び教員、看護職員、保健師、心理士等の適正な人員の確保に努めます。		
方向性	◆ 子育て支援や児童健全育成活動に関わる保育士等に関して人材の確保と充実を図ります。		
⑫ 放課後学童クラブと放課後子ども教室の連携		福祉課・社会教育課	継続実施
内容	◆ 放課後学童クラブは、放課後に留守家庭となる児童を対象に遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としています。一方、放課後子ども教室は、すべての小学校児童を対象として、放課後の安心・安全な活動拠点（居場所）づくりを確保することを目的としています。		
方向性	◆ 国の放課後子ども総合プランを踏まえ、市内5地区で実施される放課後学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的または連携による実施を検討します。		

2. 子育てに関する情報・相談体制の充実

子どもを育てる上で、知りたい情報は、保育・教育、福祉、医療、娯楽・レジャーなど多岐の分野にわたります。パソコンや携帯電話、スマートフォンの普及により、以前より情報収集が容易になったとはいえ、情報の質や量は情報の提供者に委ねられています。その上、子育て世代は、家事・子育て、仕事などに追われ、なかなか情報収集にまで手がまわらない状況で、ニーズ調査の結果からも、主な情報収集手段が知人・友人（約6割）と、会話や交流の中で人づてに情報を得ている人が多いことがうかがえます。人づてでの情報収集は、相手が情報を持っていれば気軽に情報を得ることができる一方、確実に必要な情報を収集できる手段としては不十分です。そのため、他の情報収集手段も併せて利用するよう呼びかけるとともに、様々な手段を通じて提供する情報の質や量の充実に努めていきます。

また、子育てをしていると、情報収集だけでは解決できない様々な問題が出てきます。ニーズ調査の結果では、子育てに関する相談先として親族や知人・友人が大半を占めています。親族など身近に相談できる人がいるという点で心強く、子育て経験者からの的確なアドバイスにも期待が持てます。ただ、専門的な知識を必要とする問題に関しては、やはり専門家に相談した方が適切であり、相談できる機関や窓口についての情報を周知する必要があります。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 子ども家庭総合支援センター事業		福祉課	継続実施
内容	◆ 子育て中の家庭に対して、交流の場の提供、育児相談や子育て情報の提供等を行い、総合的な子育て支援を図ります。		
方向性	◆ 関係機関と連携し、対象者のニーズに合った事業の充実を図り、支援を継続していきます。 ◆ 毎回定員以上の申し込みはあるものの、参加者が固定化傾向であるため、主任児童委員等を活用し、各地域の細部まで周知を図り、新しい参加者の増員に努めます。		
② 子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布		福祉課	拡充
内容	◆ 民間の保育サービスを含め、各種の子育て支援サービスが、利用者に十分周知されるよう、育児スポット情報も記載した子育てマップや子育てガイドブックを作成・配布します。		
方向性	◆ 幼稚園・保育所（園）、子育て支援担当等関係機関と連携を図り、支援内容をまとめたガイドブック、マップを作成、配布していきます。 ◆ 特に、転入してくる子育て家庭は、本市における医療・福祉・保健などの支援を十分に認知していない可能性もあるため、一目で分かるようなガイドブック、マップの作成に努めます。		
③ 子ども情報誌発行事業		社会教育課	継続実施
内容	◆ 子どもたちの地域における様々な体験活動の機会やイベント、家庭教育支援に関する情報を集めた子育て支援情報誌「ゆりっ子」を年2回発行し、イベント等への参加を促します。		
方向性	◆ 継続発行するとともに、子育て支援情報誌「ゆりっ子」の周知に努めます。		

事業・施策の名称		担当課	区分
④ ブックスタート事業～おおらかに育て大月っ子～		社会教育課・福祉課	拡充
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 9か月児健康診査の際に、乳児と保護者が絵本を通してあたたかく楽しいひとときを持つことにより、心豊かな子どもに育つよう願って本を贈り、子育てを支援します。 ◆ 上記以外に、図書館を訪れてもらうために、出産時の「子育て支援手当（商品券等）」の配布時に、「3歳までに図書館を訪れば、本を1冊プレゼントします券」の配布を検討します。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 読書離れが叫ばれている昨今、継続して保護者に読み聞かせの重要性を伝え、子育てを支援していきます。 ◆ 今後、就学前5歳くらいに応じた実施も検討します。 ◆ 図書館ボランティアとのふれあいにより、図書館（公共施設）での過ごし方のマナーを学んだり、気軽に子育ての悩み相談など、図書館を利用することで、子育てに役立つ活動を行います。 		
⑤ 相談事業 【重点推進施策】		福祉課	拡充
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子ども家庭総合支援センターでの相談事業 及び 保育所（園）、幼稚園における相談窓口の充実を図るとともに、教育相談センターの活用を促進するなど、子育てに対する相談・支援活動の拡充に努めます。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童や子育ての親の多岐にわたるニーズに合った相談業務が必要となることから、福祉機関のみならず、保健、教育、医療等様々な機関と連携し、各機関の持つ資源を活用して、支援、援助を拡充します。 		
⑥ 健康相談		保健介護課	継続実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの発育発達に関することや栄養、生活習慣、予防接種等子どもの健康に関する相談を保健師、栄養士、心理相談員が電話、市役所窓口、各種健康診査など、多くの機会を通して実施します。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保健師が常時相談に対応できるよう継続していきます。 ◆ 栄養士も常時相談対応ができるよう努めていきます。 		
⑦ 家庭児童相談事業		福祉課	継続実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため、相談業務を拡充するとともに、家庭児童相談員を配置し、より細やかな対応を進めます。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童虐待の未然防止のため、きめ細やかに関係機関と連携することで、個人に関わる情報確保のネットワークの構築に努め、早期の情報共有、支援、援助を行います。 ◆ 児童虐待や不登校など相談内容は多様化していることから、相談しやすい環境の整備を図ります。 		
⑧ 発育発達相談		保健介護課	継続実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ことばの遅れ、落ち着きがない、身体の遅れがあるなど、心身の成長発達に心配のある子どもや保護者の方を対象に、小児神経医師・小児科医・臨床心理士・作業療法士・保健師による専門相談や支援を行います。また、相談の結果に応じて、専門機関につなげるなど、二次機関との連携や継続した支援を行います。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医師、臨床心理士、作業療法士、保健師等の確保に努めます。 ◆ 限られた人数とタイミングによる相談事業なので、必要な時期に適切に対応できるよう調整を継続していきます。 		

3. 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

主に子育てを行うのは、親を中心とする家庭ですが、それを支えるのは地域であり、社会です。社会全体で子どもの成長を見守り、後世を育てるという観点から、近所づきあいの希薄化が問題とされる今、地域や社会が子育て家庭を支援できるような仕組み・体制のさらなる充実が必要といえます。

特に、子育て家庭において心強い存在は、子育てサークルです。子育てをする上での心配ごとや不安を気軽に相談できる場であったり、親同士の交流の場であったり、地域において支え合いながら子育てを楽しむための役割を担います。行政としては、活動場所や情報の提供など、子育てサークルの活動を支援していきます。

また、保育サポーターを養成したり、専門家として教育・保育施設やボランティア等の関連機関・団体とも連携したりして、地域の子育て支援のネットワークを構築・充実し、子育て家庭の多様なニーズに対応できる子育て支援の提供に努めていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 母親クラブ		福祉課	拡充
内容	◆ 主に、児童館利用者を対象に、母親同士の交流機会、親子の交流活動、福祉事業への協力等を実施します。		
方向性	◆ 母親クラブの周知を広く行い、会員の増員をサポートするとともに、児童館と連携した活動及び児童館利用者と一体となった活動の拡大を図ります。		
② 保育サポーター養成講座		福祉課	拡充
内容	◆ ファミリーサポートセンター事業が円滑に推進するためにも、担い手となる保育サポーターの登録人数の確保に努めるとともに、養成講座を開催し、人材の育成を図ります。		
方向性	◆ 継続的に養成講座を開催することにより、保育サポーターの確保に努めます。 ◆ 援助活動に必要な知識を認識して、安全かつ円滑に活動が行えるよう、引き続きスキルアップ研修を実施し、人材の育成に努めます。		
③ 地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成		福祉課	拡充
内容	◆ 子育て支援の推進を図るために、家庭・学校・幼稚園・保育所（園）・子育てサークル・関係機関・関係団体などが連携し、情報を共有化し、一体となって総合的な子育て支援づくりを進めていくことのできるネットワークの構築を図ります。		
方向性	◆ ネットワークづくりを推進するには、子育てに関する様々な情報を共有することが重要であるため、関係機関と連携を密にし、子ども家庭総合支援センターが中心となり、情報発信を行い、ネットワークの強化に努めていきます。		

4. 子育て家庭への経済的支援

少子高齢化が大きな社会問題として注目され、総人口も減少傾向となっています。総人口の減少を食い止めるためには少子化の解決が不可欠ですが、子育てでは長期的な経済負担が大きく、経済的な理由で子どもを産むことができない、増やせない家庭が増えています。

また、子育てにおいて経済的な負担が大きいということは、子どもを産んだとしても、子どもが健全に成長できる生活環境を維持できなかつたり、十分な教育を受けさせることができなかつたりすることも考えられます。

そのような経済的な問題により、子どもの健全な育成が妨げられることを防ぐために、本市では様々な経済的支援を行っています。経済的に困っている家庭が、支援対象であるにもかかわらず、制度を知らなかったために利用しなかったということがないように、経済的支援に関する情報提供を充実させます。また、経済的支援のさらなる充実を、国や県に呼びかけていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 児童手当		福祉課	継続実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の制度変更に伴い、従来の「子ども手当」にかわって、平成24年度6月から中学卒業までの児童を養育している家庭に対し「児童手当」が創設されました。 ◆ 支給額（児童1人につき支給） 3歳未満：15,000円（一律） 3歳以上小学校終了前 第1子、2子：10,000円 ・ 第3子以降：15,000円 小学校終了後中学校終了前：10,000円（一律） ※所得制限額以上の所得の家庭には特例給付として児童1人につき一律5000円を支給します。 		
方向性	◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に支給します。		
② 多子世帯の保育所（園）幼稚園の保護者負担金の軽減		福祉課	継続実施
内容	◆ 保育所（園）幼稚園を利用している世帯の保護者負担の軽減を図ることを目的に、国の基準に合わせて、利用料の軽減を行います。		
方向性	◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、引き続き、適正に軽減します。		
③ 子育てへの経済的支援		福祉課	継続実施
内容	◆ 次代を担う児童の増加を願い、出生を奨励するとともに子育てを支援するため、児童の出生に対して経済的な支援を行います。		
方向性	◆ 手当の支給または、おむつ引き換え券、商品券、一時預かり保育お試し券、ファミリーサポートお試し券の配布など、様々な支援方法を熟慮して、最も効果的な方法で支援するとともに、広報等により新しい制度の周知に努めます。		
④ 児童扶養手当		福祉課	継続実施
内容	◆ ひとり親家庭の児童（18歳未満、障がいのある場合は20歳未満の児童）を養育し、公的年金を受給していない母親、父親または養育者に対して生活の安定と自立の促進に寄与するために支給します。		
方向性	◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、引き続き適正に支給します。		

事業・施策の名称		担当課	区分
⑤ ひとり親家庭医療費助成制度		福祉課	継続実施
内容	◆ 18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等の親と児童、父母のいない児童が通院・入院した際の医療費及び歯科診療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。		
方向性	◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、引き続き適正に助成します。		
⑥ 子育て支援医療費助成制度（乳幼児医療費助成）		福祉課	継続実施
内容	◆ 平成24年度までは満12歳（小学生）までの児童の保護者に対し、児童が受診した際の保険診療による自己負担金を医療費助成金として助成しました。 ◆ 平成25年度は入院のみ対象年齢を中学校終了までに対象を拡大し、平成26年度からは通院についても中学校終了まで助成の対象としています。		
方向性	◆ 制度についての周知、適切な支給に努めます。		
⑦ 幼稚園就園奨励費補助事業		学校教育課	拡充
内容	◆ 私立幼稚園に在園する園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、家庭の所得状況に応じて助成を行います。（施設型給付を受けない幼稚園）		
方向性	◆ 子ども子育て支援新制度との関係を確認しながら、助成を継続します。		
⑧ 要保護及び準要保護児童就学援助事業		学校教育課	継続実施
内容	◆ 経済的な理由により、就学が困難と思われる児童及び生徒の保護者に対し、学用品、校外活動費、給食費など補助基準額を設定して、それぞれの実態に即した援助を行います。		
方向性	◆ 引き続き援助を実施しますが、国の補助制度では、要保護者の修学旅行費と医療費のみの補助（補助率1/2）であり、それ以外の補助と準要保護者の補助についてはすべて市単独であるため、国の補助制度の拡充を働きかけます。		

基本目標2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

ここ数年の間に、子どもの虐待のニュースをよく耳にするようになりました。虐待は、心身を傷つけるだけでなく、将来の子どもの性格や物事の考え方にまで悪影響を及ぼします。

市民は、虐待は決して許されない行為であることを再認識するとともに、他人事ではないこととして生活しなければなりません。地域の子どもたちを犯罪や非行から守ることは大人たちの役割であり、児童虐待防止法により虐待が疑われる際の通告が義務づけられています。今後は、児童虐待防止法をはじめとする児童虐待に関する知識や対応について、さらに周知を進め、早期の段階で虐待を防げるようネットワークを構築していく必要があります。

また、日々のストレスを含む様々な要因が複雑に絡み合うことで、子どもを虐待してしまう親がいる以上、「自分は大丈夫」と考えるのではなく、いつ自分や周囲の人間の身に降りかかるかわからないこととして対応していくべきです。家族や友人・知人が悩んでいるようであれば話を聞いたり、相談できる場所を紹介したりするなど、子どもを虐待してしまう前に防ぐ方法は様々です。行政でも相談体制を充実させたり、関連機関との連携を強化したりするなど対応していくことが求められています。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 児童虐待防止法の啓発		福祉課	拡充
内容	◆ 保育所（園）、幼稚園、学校、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、警察、県などの関係機関、関係団体との連携を強化しながら、学習会や広報活動など、あらゆる機会や媒体を通じて、児童虐待防止法の啓発を図るとともに、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合における通告義務の周知に努めます。		
方向性	◆ 児童健全育成のため、虐待がないまちづくりを目指し、虐待に対する理解を深め、認識してもらうため、種々のメディアの活用や表現方法などの工夫を凝らした啓発活動を今後も継続して行います。		
② 育児不安解消・虐待発生予防に向けた 妊娠期からの継続した相談・支援		保健介護課	継続実施
内容	◆ 乳幼児健康診査や妊婦健康診査等の場を活用し、福祉・保健・医療・教育など関係機関が連携して、妊婦からの継続した相談・支援体制の整備を進めます。		
方向性	◆ 今までどおり、妊娠期からの関わりを大事にしながら、関係機関との相談・支援体制づくりを行い、子どもや家族が安心して子育てができるように継続的な支援を行います。		
③ 要保護児童対策地域協議会の運営		福祉課	継続実施
内容	◆ 児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関が連携を図り、要保護児童対策地域協議会を運営します。		
方向性	◆ 協議会を構成する機関がより一層連携を密にし、情報共有を図り、要保護児童に対して速やかな対応を図っていきます。 ◆ 構成メンバーが協議会の設置内容や必要性などを十分に理解し、的確に運営できるように研修会等を行い、さらなるスキルアップに努めます。		

2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

厚生労働省の「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、平成23年度におけるひとり親家庭は146.1万世帯（母子世帯123.8万世帯、父子世帯22.3万世帯）となっており、ひとり親家庭の8割以上が母子世帯となっています。ニーズ調査結果によると、就学前より小学生でひとり親家庭が多く、10人に1人程度の割合となっています。

ひとり親家庭は、両親が揃っている家庭に比べて、子育てをはじめとする生活の不安や悩みを抱えやすい傾向にあります。子どもにとっても、親と過ごす時間の減少や情緒面の問題などがあり、きめ細かな支援が必要とされています。また、ひとり親家庭の中でも、母子世帯は安定した職につきにくい傾向にあり、経済的に困窮することも考えられることから、経済的な支援も同時に行っていく必要があります。

行政としては、相談を通じて、個々の状況を把握し、経済的な支援を含めた支援を行っていくとともに、関係機関やボランティア等と連携をとり、総合的に支援を進めていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① ひとり親家庭に対する相談事業		福祉課	継続実施
内容	◆ ひとり親家庭に対して助言・指導を行うとともに、状況に応じて関係機関の紹介など、相談体制の充実を図ります。		
方向性	◆ ひとり親家庭の抱える問題は、多岐多様となっていることから、児童福祉をはじめ、保育や子育て支援、母子保健、生活保護対策などの社会福祉資源の活用を図り、総合的な相談、支援を行います。 ◆ 特に父子家庭からの相談が少ないため、相談しやすいような普及啓発を行います。		
② ひとり親家庭への経済的支援		福祉課	継続実施
内容	◆ ひとり親家庭の経済的負担軽減の一環として実施している医療費助成や児童扶養手当の周知を強化するとともに、低利な貸付金である母子及び父子並びに寡婦福祉資金や生活福祉資金の活用を促進し、母子・父子家庭及び寡婦家庭の自立支援を図ります。		
方向性	◆ 制度の周知に努め、自立支援制度の利用促進を図ります。		
③ 母子・父子自立支援員による相談・自立支援プログラムの作成		福祉課	拡充
内容	◆ 若年離婚が増加する中で、母子家庭等の自立のための相談、情報提供、就業支援等を行う母子自立支援員を配置したのに伴い、就業相談及び自立支援プログラムの作成を行います。		
方向性	◆ 母子・父子家庭等では、常用雇用などの安定的な雇用の割合が低く、就業が必ずしも十分な収入に結びつかない現状が見られることから、母子家庭等の抱える問題や課題を整理し、ハローワーク等と連携し、相談しやすい体制を整えます。 ◆ ニーズに合った総合的な相談事業を実施したりすることで、就業が安定的に継続できるような支援を行います。 ◆ 市広報やチラシの配布、福祉行政に関わる民生委員等を活用し、制度の周知に努めます。		

3. 障がい児施策の充実

本市では、ノーマライゼーションの観点のもと、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもも社会の一員として、地域で安心して充実した生活を送れる社会の実現を目指しています。そのためには、地域における医療・福祉・保健・教育などの関係機関が連携して、一体的に支援をしていくことが重要となります。

障がいや発達の遅れは、早期に発見し、適切な医療や指導を受けることが、本人にとっても親にとっても大切であり、乳幼児期からの継続的な支援にもつながります。また、福祉サービスの充実や障がいのある子どもへの教育体制の整備、経済的な支援の充実などにも注力し、障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが地域で安心して充実した生活が送れるよう努めていきます。

また、これらの支援は子どもの体調や障がいの程度、生活形態、子どもや家族の意向などに沿って行われるべきであり、一人ひとりのニーズに合った支援を行えるよう各種相談や教室の参加を通じて子どもや家族とのコミュニケーションを図っていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 障害児保育事業		福祉課	継続実施
内容	◆ 障がいがあっても集団生活が可能な児童に対して保育を提供できるよう受け入れの促進を図ります。また、私立保育園が実施する障害児保育事業に対して、補助金を交付します。		
方向性	◆ 保健・医療・福祉・教育など関係機関と連携を取りながら、状況等に応じた支援体制を整えていきます。		
② 放課後学童クラブでの障がい児の受け入れ体制の整備		福祉課	継続実施
内容	◆ 障がいのある児童の福祉向上を図るため、放課後学童クラブにおいて障がい児の受け入れ体制の整備に努めます。		
方向性	◆ 希望者があれば、児童の状況に応じて受け入れていきます。 ◆ 指導員の確保に努めます。		
③ 発育発達相談（再掲）		保健介護課	継続実施
内容	◆ ことばの遅れ、落ち着きがない、身体の遅れがあるなど、心身の成長発達に心配のある子どもや保護者の方を対象に、小児神経科医・小児科医・臨床心理士・作業療法士・保健師による専門相談や支援を行います。また、相談の結果に応じて、専門機関につなげるなど、二次機関との連携や継続した支援を行います。		
方向性	◆ 医師、臨床心理士、作業療法士、保健師等の確保に努めます。 ◆ 限られた人数とタイミングによる相談事業なので、必要な時期に適切に対応できるよう調整を継続していきます。		
④ のびのびっこ教室・すくすく教室		保健介護課	継続実施
内容	◆ ことばの遅れ、落ち着きがないなど、発達等が気になる子どもや保護者の方を対象に、小児神経医師・小児科医・臨床心理士・作業療法士・保健師による専門相談や支援を行います。		
方向性	◆ 母親同士の交流の時間が十分とれるよう努めていきます。 ◆ 保育の専門家であり、発達に応じた遊びを熟知している保育士の確保を行っていきます。 ◆ 日曜日の教室の父親の参加が少ないため、日曜日の教室の内容を検討します。		

事業・施策の名称		担当課	区分
⑤ 障がい児に対する在宅サービス事業		福祉課	拡充
内容	◆ 障がいのある児童ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、居宅介護や短期入所等の在宅福祉サービスを提供します。また、放課後等デイサービス等の障がい児通所支援を行います。		
方向性	◆ 平成26年度に短期入所などができるサービス事業所が、市内に開所したことを踏まえ、今後もきめ細かな、障がい福祉サービス提供や相談支援体制のさらなる充実に努めます。		
⑥ 特別支援教育		学校教育課	拡充
内容	◆ 個に応じた教育の必要性から、障がいのある児童・生徒の就学に対し、平等に教育を受ける機会を保障し、個に応じた教育及び通学に係る保護者負担の軽減も含めた整備・充実に図ります。		
方向性	◆ 平成26年度現在、通級指導教室は言語障がい、発達障がい・情緒障がいの2つの教室が設置されていますが、今後、関係機関との調整と規則等の改正を行い、教室を一本化していくとともに、県における適正な教員の配置拡充を図ります。		
⑦ 障がいのある児童と親への経済的支援		福祉課	継続実施
内容	◆ 重度・中度の障がいを有する20歳未満の児童を在宅で監護する保護者を対象とした特別児童扶養手当や重度の障がいを有し常時特別の介護を必要とする児童を対象とした障害児福祉手当などの経済的支援を継続して行います。		
方向性	◆ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当などの給付を継続し、保護者の経済的支援を図るとともに重度の障がい児が地域で生活できるように在宅支援の充実に努めていきます。		
⑧ 発達障がい児と親への継続的な支援体制の整備		福祉課	拡充
内容	◆ 自閉症・アスペルガー症候群またはその疑いのある児童等の日常生活の自立や社会性の育成を促進するため、保育所（園）・幼稚園・学校・児童相談所・保健所・福祉課、保健課等が連携し、乳幼児期からの支援体制を整えるとともに、継続的な相談や助言を行うなど、適切な支援が行えるよう努めます。		
方向性	◆ 保健・医療・福祉・教育など関係機関で連携をしながら、学校間や小学校から中学校、高校、成人期まで、年齢や状況等に応じた一貫した支援を継続できる支援体制の構築をしていきます。		

基本目標3 仕事と家庭生活の両立支援

1. 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）実現のための環境づくりの促進

内閣府が推進している「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」は、仕事も生活（家事・育児、近所づきあいなど）も人生を充実させるためには欠かすことができない要素であるとして、一人ひとりがライフステージに合わせた仕事と生活のバランスを選択できる社会の実現を目標としています。

子育て世代の視点でみると、昨今の女性の社会進出や経済状況の悪化により、父親、母親ともに働きに出る家庭が増えており、ますます仕事と家事・育児の両立が不可欠となっています。しかし、産休・育休、退職を経て、復職・再就職することが多い母親は、教育・保育施設の預かり時間に合わせた勤務時間での就労を余儀なくされることも少なくなく、やりがいや充実感をもって仕事に打ち込める人ばかりではありません。また、父親は、家事・育児のために仕事を休むことに職場の理解を得にくいことがあるなど、家事・育児よりも仕事を優先しなければならないことが多くなっています。

このように「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の実現のためには、当事者だけでなく、教育・保育施設や職場を含む社会が一丸となって取り組むことが必要であり、その考え方が社会に浸透することが最も大切となります。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 育児休業制度の啓発 【重点推進施策】		産業観光課	拡充
内容	◆ 国や県と連携して、育児休業制度について市民 並びに 市内事業所への周知を図り、制度の活用を働きかけます。		
方向性	◆ ハローワークや商工会と連携をとり、市民、事業所への育児休業制度の周知・徹底や制度取得への環境整備を図ります。		
② 事業主等への仕事と家庭の両立に対する理解の促進		福祉課・産業観光課	拡充
内容	◆ 子育てをしながら働き続けることができる職場づくりの必要性について、企業の理解を促進します。		
方向性	◆ 事業主等への仕事と家庭の両立に対する理解の促進が不十分であることから、公共職業安定所や商工会の協力を得て、事業主への制度に対する周知、協力依頼を行い、さらに市広報等で徹底した協力要請を行います。		
③ 再就職・再雇用を希望する人への支援		福祉課・産業観光課	拡充
内容	◆ 出産や子育てなどの理由で退職した女性で、再就職・再雇用を希望する人に対し、関係機関と連携を図りながら、職業訓練や就業相談の支援を行います。		
方向性	◆ 公共職業安定所や県とも情報交換を行い、出産や子育てなどの理由で退職した女性で、再就職・再雇用を希望する人に対し情報の提供を行います。		

事業・施策の名称		担当課	区分
④ 保育サービス、放課後学童クラブ等の充実		福祉課	拡充
内容	◆ 保護者の就労形態の多様化や子どもの状況に応じて、延長保育など多様な保育体制の整備、放課後学童クラブの充実、子ども家庭総合支援センターでのファミリーサポートセンター事業等を通して、利用者のニーズに応じたサービスの提供を進めます。		
方向性	◆ 利用者の需要に応じたサービスの提供に努めます。		

⑤ ひとり親家庭等への自立支援制度		福祉課	継続実施
内容	◆ 平成25年度入学者から父子家庭も対象となり、母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用の安定及び就職の促進を図るため、給付金（自立支援教育訓練給付、高等職業訓練促進費）を支給します。		
方向性	◆ 制度の周知に努め、自立支援制度の利用促進を図ります。		

2. 男女が共に参画・参加する子育て支援の推進

我が国では、男女共同参画社会の実現を目指していますが、男性は仕事、女性は家事・育児といった考え方が根強く残っています。女性の社会参加や男性の意識改善により、性別にとらわれず協力して家事・育児を行うといった考え方も支持されるようになってきていますが、依然として男性が家事・育児を行うことを批判的に捉える人もいます。

ニーズ調査結果によると、病気の子どもを看るための対処方法は、「母親が休んだ」が6～7割と多い一方、「父親が休んだ」は2割未満となっています。その時の仕事の都合もあるとは思われますが、男性は仕事、女性は家事・育児といった考え方が顕著に表れている結果だと思われます。中には職場の理解が足りず、子どもの病気を理由に仕事を休めないというケースもあると予想できることから、社会としても意識の改善に取り組んでいく必要があります。

子育ては、本来子どもの成長に喜びを感じることです。男女が協力し合い、家事・子育てを行うことは、その喜びを分かち合うことであるということ、子育て世代や若い世代に伝えることで、男女共同参画による子育てを推進していきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 男女共同参画に関する啓発 【重点推進施策】		秘書広報課	継続実施
内容	◆ 「広報おおつき」や市のホームページ等に男女共同参画に関する機会あるごとに掲載し、男性も家事、育児等の家庭生活に主体的に関わっていくよう、意識啓発を行います。		
方向性	◆ 継続的な意識啓発を行います。		

② 家庭内での男女共同参画の促進		社会教育課	縮小
内容	◆ 各種公民館事業の教室を利用して、家庭において男女がともに家事、育児などの役割を分担するとともに、家庭での決めごとに参加するよう促進します。		
方向性	◆ 庁内で連携しながら、各種公民館事業の内容を検討していきます。		

基本目標4 親子の健康の確保・増進

1. 母子の健康づくりの充実

出産は喜ばしいことですが、母子にとっては命がけの出来事の一面もあります。安心・安全に出産するためには身体的な健康管理はもちろん、精神的にもできる限り不安を取り除くことが大切です。そのためには、妊娠中から母子の心身の健康が確保できるよう、医療・福祉・保健・教育といった分野を超えた連携をとりながら、支援していく必要があります。

また、支援を通じて母子の健康確保・増進はもとより、疾病や障害の早期発見・治療等や虐待の早期発見、育児に関する不安の軽減、父親の育児参加の機会の提供などにもつながることから、必要な支援を子どもが成長するまで一貫して継続することが重要です。

本市においては、妊婦一般健康診査や乳児一般健康診査など、各種健康診査をはじめ、発育発達相談や育児教室、ママ・パパ学級などの相談・講座や、新生児及び乳児訪問指導などの訪問事業を行っています。健康診査の中では妊婦一般健康診査・乳児一般健康診査の受診率が比較的低いことから、母子の健康確保・増進のために受診を呼び掛けていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 母子健康手帳の交付		保健介護課	継続実施
内容	◆ 母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児を通して、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立っています。さらに、活用方法や健康管理に対する支援に努めていくとともに、妊娠届出時より、健全な母子関係育成のため、ハイリスク妊婦を把握し、妊娠・出産・育児に継続的な支援を行います。		
方向性	◆ 妊娠届出後、早期から継続した支援を行うとともに、母子健康手帳を母親自身が活用していけるよう普及を図ります。 ◆ 妊娠中期、後期になってからの妊娠届出者もいることから、早めに届け出るよう啓発していきます。		
② ママ・パパ学級		保健介護課	継続実施
内容	◆ 妊娠、出産、育児に関する正しい知識と心構えの普及啓発と実践を行うとともに、参加者同士の交流の場として実施します。【年4クール（1クール 5回）】 ◆ ママ・パパ学級の参加者を対象に、出産後に交流会を目的としたクラス会を実施します。【1クールにつき1～2回】		
方向性	◆ 参加者のニーズは、知識や情報を得ることに加え、出産後の育児などで支えあえる人とのつながりを求めているため、学級後の集える場としてビックムーンベイビー（子育て中のママのつどい）の紹介を行います。 ◆ 今後は、ママ・パパ学級が終了した後も気軽に交流できるよう、自主グループの育成に努めます。 ◆ ー1歳から歯の健康について考えることができ、3歳でう歯になる子が減るように努めます。		
③ 育児教室		保健介護課	継続実施
内容	◆ 母親同士の交流や月齢に適した保健指導を行うことにより、育児不安の軽減を図り、母親が安心して子育てできるようになることを目的に実施します。【年12回】		
方向性	◆ 母親の育児不安を軽減できるような情報提供、交流会を目指し、教室内容の充実を図ります。 ◆ 出席者数が少ないと、参加者同士の交流が難しいことがあるため、参加者数によって、教室の在り方を検討していきます。 ◆ 欠席者には保健介護課窓口、または乳児訪問等により、書類を確実に交付できるよう努めます。		

事業・施策の名称		担当課	区分
④ ビックムーンベイビー（子育て中のママのつどい）		保健介護課	継続実施
内容	◆ 育児中の母親同士の交流、グループ化支援および育児支援、育児に関する保健指導を行う機会として実施します。【乳児クラス・幼児クラス各月1回（年3回合同実施）】		
方向性	◆ 育児中の母親たちが、自主的に集い交流できるようなグループ化を支援していきます。 ◆ 参加者が積極的に参加できる集いの内容を検討します。		
⑤ 子育てサポーターの活用		福祉課・社会教育課	継続実施
内容	◆ 心の健康と親としての心構え・準備のために、親になる前から、あるいは親になってから、子育てサポーターと関わることで子育てに活かす機会を提供していきます。		
方向性	◆ 1対1だけでなく、複数による座談会方式などで実践していきます。		
⑥ 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導 （乳児家庭全戸訪問事業・育児支援訪問事業）		保健介護課	拡充
内容	◆ 新生児及び産婦全員を対象に、また、ハイリスク妊婦、育児支援等が必要な乳幼児や保護者を対象に育児支援等を目的に、保健師と助産師による訪問指導を実施します。		
方向性	◆ 支援の必要な妊婦に対しては、保健師が訪問を実施していきます。 ◆ 里帰り期間が長期になる場合は、里帰り先に訪問を依頼し、早期に新生児訪問が実施できるように努めます。		
⑦ 妊婦乳児一般健康診査		保健介護課	継続実施
内容	◆ 母子健康手帳発行時に受診票を交付し、妊婦及び乳児の一般健康診査の実施、及び費用を助成することで、妊婦、乳児の異常の早期発見に努めるとともに、検診費用の負担の軽減を図ります。【妊婦1人14回、乳児1人2回】		
方向性	◆ 現状を維持しながら、検診費用の軽減と妊婦・乳児の異常を早期に発見し支援していきます。また、検診受診率の向上と未受診者への支援に努めていきます。		
⑧ 乳児健康診査（4か月児・9か月児）		保健介護課	継続実施
内容	◆ 4か月児・9か月児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、健康推進を目的に実施します。【各年12回】		
方向性	◆ 受診率100%を目指し、継続して実施していきます。 ◆ 未受診者の適切な把握とその後の受診の勧め、フォローの徹底に努めるとともに、経過観察者及び要精検者に対しての確実なフォローを行います。 ◆ 出生数の減少により、健診人数が減少する可能性があるため、より効率的な健診方法を検討していきます。		
⑨ 1歳6か月児健康診査		保健介護課	継続実施
内容	◆ 1歳6か月児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、食事指導、健康推進を目的に実施します。【各年12回】		
方向性	◆ 受診率100%を目指し、継続して実施していきます。		
⑩ 3歳児健康診査		保健介護課	継続実施
内容	◆ 3歳児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、健康推進を目的に実施します。【各年12回】		
方向性	◆ 受診率100%を目指し、継続して実施していきます。 ◆ 未受診者の適切な把握とその後の受診の勧め、フォローの徹底に努めるとともに、経過観察者及び要精検者に対しての確実なフォローを行います。		

事業・施策の名称		担当課	区分
① 妊婦歯科健康診査		保健介護課	拡充
内容	◆ 歯肉炎や歯周炎、う歯になりやすい妊娠中に歯科診療を受けることにより、口腔疾患の予防、早期発見、早期治療に結び付けます。妊婦の歯の健康に対する意識を高めることにより、生まれてくる子どもの歯の健康づくりにつなげられるよう、健康診査の内容の充実を図ります。【1人 年1回】		
方向性	◆ 受診者が少ないため、妊婦歯科健診の周知をしていきます。 ◆ 妊娠による口腔内への影響、赤ちゃんへの影響についての理解が薄いため、妊娠時の歯の健康の大切さを周知していきます。		
② 2歳児歯科健康診査		保健介護課	拡充
内容	◆ 乳歯が生え揃う時期である2歳児と2歳6か月児を対象に歯科検診と、希望者へのフッ素塗布を行います。う歯予防に関する正しい知識を提供し、家庭での実践につなげられるように、より具体的な歯みがき指導や相談を行い、う歯の予防を図ります。【年12回】		
方向性	◆ 未受診者やフッ素塗布を希望しない親もいるため、フッ素の安全性やう歯予防に有効であることを周知していきます。 ◆ 2歳から3歳の間にう歯が増加する傾向があるため、歯科保健指導を実施し、う歯のない子どもの増加に努めていきます。		
③ 事故防止対策		保健介護課	継続実施
内容	◆ 4か月児健康診査の集団指導において、事故防止に関する指導を行っています。		
方向性	◆ 知識の普及や意識の向上のために、パンフレットを用いて、引き続き集団指導を行います。		
④ 予防接種		保健介護課	拡充
内容	◆ 予防接種法に基づき各種予防接種を実施し、感染症への感染を予防します。		
方向性	◆ さらに接種率が向上するよう周知と勧奨を行います。		

2. 食育・規則正しい生活習慣確立の推進

子どもの健やかな成長のためには、規則正しい生活習慣とバランスのとれた栄養がとても大切になります。子どもの時期が一生のうちで最も成長する期間であることを踏まえると、この時期の生活が将来の子どもの生活習慣を形成すると言っても過言ではありません。

昨今では、塾通いやゲーム等の遊戯など、子どもが夜型の生活になることが問題視されています。また、朝食を食べない子ども（朝食欠食）や食事を一人でとる子ども（孤食）も増加傾向にあり、栄養バランスの乱れが指摘されています。夜型の生活や栄養バランスの乱れは、日中の活動にも影響します。具体的には、日中の集中力の低下や疲れやすさなどがみられることから、心身の成長や学力における将来的な影響も大きいと思われます。

現在、幼稚園や保育所（園）、小学校、中学校などでは、年齢に合わせた規則正しい生活習慣の実施を呼び掛けたり、給食や調理実習などを通じて食事の大切さを指導したりしています。しかし、子どもに与える影響が最も大きいのは、日常的に生活を送っている家庭です。親は、日頃から規則正しい生活習慣や栄養バランスのとれた食事に気を付けることはもちろん、一緒に料理をしたり、食事をとったりするなどし、豊かな家族関係の構築を目指していかなければなりません。行政としては、教育施設を通じた教育だけでなく、親の知識向上などにも努めていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 食に関する健康づくり		保健介護課	拡充
内容	◆ 全市民を対象に、各年代に合わせた食に関する課題を取り上げ、食の大切さや食事を通じた家族、地域のふれあいなどについて学習機会や情報の提供を行います。		
方向性	◆ ライフステージ毎に学習機会や情報の提供の充実を図ります。		
② もぐもぐ教室（離乳食教室）		保健介護課	継続実施
内容	◆ 食生活面での育児に対する正しい知識と心構えの普及を図ることを目的に、保健師や栄養士による指導や調理実習を行います。【年6回】		
方向性	◆ 教室の参加者を増やせるよう、継続実施していきます。 ◆ 1回の教室で、離乳食開始から完了期までを効果的に指導し、こどもの成長過程におけるフォローは、乳幼児健診や個別で対応していきます。		
③ 乳幼児への栄養相談		保健介護課	継続実施
内容	◆ 乳幼児期からの味覚の形成、正しい食生活習慣の定着を図るため、1歳6か月児健康診査時の栄養士による個別栄養相談をはじめ、保健課窓口や電話による栄養相談を実施します。		
方向性	◆ 食や栄養に関する情報提供の場が限られているため、乳幼児期の健康診査の機会を活用し、発達段階に応じた栄養相談を行います。 ◆ 必要がある者に対しては、電話や保健介護課窓口においても、栄養士が栄養相談を行います。		
④ 親子ふれあい料理教室		保健介護課	継続実施
内容	◆ 食事の大切さや正しい食生活について学び、親子で一緒に食事づくりを体験することで親子間の交流を図ることを目的に、小学6年生以下を対象に実施します。【年1回】		
方向性	◆ 平成26年度現在、夏休みの土曜日に実施していますが、参加者が参加しやすいよう、開催時期等や内容を検討しながら、継続実施していきます。		

3. 思春期の心と身体の健康づくりの推進

思春期は、心も身体も大きく変化を遂げる時期であります。身体の成長に心が追いつかず、精神的に不安定になるケースも多く見受けられます。また、飲酒や喫煙などの非行や性行動への興味も出てくる時期でもあることから、この時期に正しい知識を身に付けさせることがとても重要となります。

近年では、性行動の低年齢化による中絶・性感染症の増加や思春期の子どもによる飲酒・喫煙・薬物使用の増加、スマートフォンやSNSなどを通じたトラブルの増加が、大きな問題となっています。また、思春期の過度のダイエット、不登校、引きこもりなども以前より問題視されてきました。

このような思春期の子どもの健康を脅かす問題から子どもを守るためには、生活習慣や性、飲酒・喫煙・薬物使用などに関する正しい知識を身に付けさせ、様々な誘惑に負けない心を養ってもらうことが必要です。また、学校や医療機関・保健所などと連携し、思春期の子どもが気軽に相談ができる体制を整えます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① エイズ教育及び性感染症防止対策		保健介護課・学校教育課	継続実施
内容	◆ 小学校・中学校・高等学校において、エイズに対する正しい理解と、それを予防する知識や態度及び行動を育てるとともに、人権尊重の精神の徹底を図ります。		
方向性	◆ 庁内の関係各課で連携して、エイズや性感染症などに対する正しい知識の普及を行い、こころも身体も健康であることの大切さを伝えていきます。		
② 心と性の健康づくり対策		保健介護課・学校教育課	拡充
内容	◆ 性行動の低年齢化や十代の妊娠など思春期の健康問題に対し、学校・家庭とともに、性といのちの大切さについて正しい知識の普及と意識の高揚に努めます。		
方向性	◆ 現在、育児教室において保健活動推進員による愛育メッセージの朗読が行われているが、今後も継続していけるように支援していきます。 ◆ 庁内の関係各課で連携して、小学校などでいのちの授業を行い、いのちの大切さを伝えていきたいと思います。		
③ 飲酒・喫煙防止対策		保健介護課・学校教育課	継続実施
内容	◆ 主に中・高校生を対象に広報紙への掲載やパンフレットの配布、ポスターの掲示など、あらゆる媒体を通して、飲酒・喫煙防止等の啓発に努めます。特に、学校との連携による飲酒・喫煙防止教育等、未成年者の飲酒・喫煙を防止するための環境整備を進めます。		
方向性	◆ 庁内の関係各課で連携して、飲酒及び喫煙の及ぼす健康への害などについて正しい知識の普及を図っていきます。特に喫煙は、健康に影響をおよぼしやすく、自分だけでなく家族や周囲の方への影響も及ぼすことなどを伝えていきます。 ◆ 地域全体でも取り組めるように支援していきます。		
④ 薬物乱用防止対策		保健介護課・学校教育課	継続実施
内容	◆ 全市民を対象として、富士・東部保健所管内薬物乱用防止指導委員協議会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への協力を継続していきます。さらに、学校保健との連携体制を整備し、学童期・思春期からの正しい知識の普及を図るとともに、相談等の対応についても検討します。		
方向性	◆ 薬物乱用に関する問題は後を絶たず、若年にまで及んでいることから、薬物についての知識を深め一人ひとりの意識を高める取組を進めます。 ◆ 庁内の関係各課で連携して、学童期・思春期からの正しい知識の普及に努めます。		

4. 周産期・小児医療体制の充実

妊娠・出産は様々なリスクを伴うものであり、母親は心身の変化や出産・子育てなどへの不安を少なからず抱えることとなります。そのため、低体重児や異常分娩などの対応はもちろんのこと、母親が安心・安全に出産できるよう、身体的・精神的なケアを行う周産期医療体制の充実はなくてはならないものとなっています。

また、出産後において、免疫力の低い乳幼児は急な発熱などに見舞われることもあります。その際に力強いのは、子どもの発育・発達のチェックや予防接種、育児に関する相談などを含んだ総合的に子どもとその親を支援する地域の小児医療体制、また、夜間や休日でも医療を受けられる小児医療体制であり、全国的に小児医療機関が減少傾向にある中、喫緊の対応が必要とされています。

そして、近年では不妊治療に取り組む夫婦が増加しています。しかし、不妊治療は精神的な負担が大きいだけでなく、経済的な負担も大きいため、治療の継続が難しく、子どもをもつことを諦める夫婦もいます。少子化対策の一環としても、不妊治療にかかる費用の助成を行い、行政としてできる支援していく必要があります。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 小児医療体制の確保・充実 【重点推進施策】		中央病院	継続実施
内容	◆ 本市の医療の中核を担っている市立中央病院の小児医療の診療充実に努め、小児の健康を確保し、さらに増進を目指します。		
方向性	◆ さらなる小児科での受診受け入れと、医療関係者協力のもと、県や市町村が共同してつくる富士・東部小児初期救急医療センターの活用を図ります。		
② かかりつけ医の確保の啓発		保健介護課	継続実施
内容	◆ 健康管理のため、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。		
方向性	◆ 今後も引き続き、かかりつけ医を持つことの必要性について、広報や各教室などで周知し啓発していきます。 ◆ 市内には、小児科の開業医が少ないため、休日・夜間や救急時における富士・東部小児初期救急医療センターの適切な受診方法を指導していきます。		
③ 不妊治療に対する支援		保健介護課	拡充
内容	◆ 国や県などと連携を図りながら、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じるとともに、経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成します。		
方向性	◆ 保険適用治療のみが対象となっているため、助成範囲の見直しについて検討していきます。		

基本目標5 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

1. 幼稚園、学校の教育環境の充実

子どもは、学校教育や集団生活を通じて、社会のルールを学び、将来自立して生きていくための準備をします。この時期の教育環境は、後の進路や生活習慣にも大きく影響を与え、子どもの将来を左右する大切なものです。

子どもは学校教育を通じて、学問的な教育はもちろんのこと、他者との協調性や他者への思いやり、判断力・思考力・表現力、興味のある分野の発見など、様々な経験をして心身ともに成長していきます。子どもが社会に出た時に必要とする一般的な知識だけでなく、子ども一人ひとりの個性を伸ばし、いきいきとたくましく生きる力を身に付けさせることが、教育を提供する側（家庭・学校・地域・行政）に求められています。

また、近年、大きな問題として取り上げられているいじめ問題や不登校・引きこもりの生徒に対しては、相談体制の充実や問題の早期発見・対応に努め、子どもの健全な成長を推進します。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① サポート・ティーチング（S・T）推進事業		学校教育課	拡充
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校の全学年において、1学級の児童数が31人以上の学級に講師1人を配置します。ただし、1学年2学級の学年については1学級の児童数が36人以上の学級に対しては講師1名を、1学級の児童数が31人以上35人以下の学級に対しては2学級に1名を配置します。 ◆ 学級運営が特に困難な学級に配置する講師または、支援員は、学校長からの配置要請に基づき、教育委員会が必要と認める学校に配置します。 ◆ 特別支援学級講師・支援員は、特別支援学級が設置されている学校長からの配置要請に基づき、教育委員会が必要と認める学校に配置します。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後において、特別支援学級へ就学する程ではない児童・生徒を普通学級にて支援するために、より多くの支援員の配置が必要になるため、国・県の方針を踏まえ配置の拡充に努めます。 ◆ また、多種多様な個性をもった児童・生徒が多く在籍するため、人数の基準だけでなく、柔軟な配置の拡充に努めます。 		
② 総合的な学習の時間推進事業		学校教育課	継続実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小・中学校を対象に、自らの生きる力を育むため、地域や学校の実態に応じて創意工夫を生かした特色ある教育活動を目指し、小学校では自分の町探検や農業体験、地域ボランティア体験など、中学生では職場見学や体験などを実施します。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 引き続き、各学校で行っている事業に対し助成していきます。 		
③ 地域ふれあい道德教育推進事業		学校教育課	継続実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小・中学校を対象に、一人ひとりの児童が目標を持ち、自らの人生や社会を切り開くことのできる、豊かでたくましい心を育むための教育を推進することを目的とし、道德の授業を地域に公開し、学校・家庭・地域が一体となった道德教育に取り組みます。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 引き続き、学校での対応を実施していきます。 		

事業・施策の名称		担当課	区分
④ 幼児教育推進事業		福祉課・学校教育課	継続実施
内容	◆ 幼稚園、保育所（園）において、幼児期にふさわしい、幼児の特性に応じた教育及び保育環境の整備を進めます。		
方向性	◆ 引き続き、適正に助成します。		
⑤ 学校施設の整備		学校教育課	継続実施
内容	◆ 児童・生徒にとって利用しやすく、安全かつ安心して学習ができるよう施設の整備を進めるとともに、老朽化した校舎、体育館、プール等について計画的な改修を行います。		
方向性	◆ 学校教育施設の整備については、小中学校の適正配置を進める中で、平成27年度末までに校舎・体育館の耐震化率100%を目指し、事業を実施しています。		
⑥ 学童クラブ指導員・補助員のスキルアップ講座		福祉課	新規
内容	◆ 今回の見直しにより、小学6年生まで、放課後学童クラブを利用できるようになりました。そのため、体力的にも成長している高学年への指導も対応できる学童指導員・補助員を育成していきます。		
方向性	◆ 定期的に外部講師による講演会などを受講し、スキルアップを図ります。		

2. 次代を担う若い世代の育成

子どもは、次代を支える存在であり、その役割の一つに将来家庭を持ち、新たな世代を生み育てることがあります。

一方で、少子化や核家族化、晩婚化などの影響で、兄弟姉妹がいなくて乳児や幼児とふれあう機会を十分に持たないまま大人になる若い世代も少なくありません。このような状況は、乳児や幼児にどうやって接していいかわからなかったり、どのように教育すればいいかわからなかったりするなど、子育てをする上で大きな障壁となりうる可能性もあります。また、育児に対する戸惑いから、育児放棄などの虐待にもつながりかねません。

そのような状態を未然に防ぎ、子どもを生み育てることを喜びと感じられるようにするためには、次代を支える子どもに乳児や幼児とふれあう機会を増やし、子どもを育てるという責任や子どもを持つ希望等を早い時期から感じられるようにすることが大切です。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 中学生等が乳児とふれあう機会の提供		保健介護課・学校教育課	拡充
内容	◆ 乳児とのふれあい体験を通して、いのちの大切さを学ぶことができるよう、保健活動推進員会等と連携し、中学生など思春期の子どもを対象とした機会（いのちの授業）を提供します。		
方向性	◆ 庁内の関係各課と保健活動推進員会とが連携して、乳児とのふれあい体験や、いのちの大切さを伝えるためのいのちの授業の実施を検討します。		

3. 家庭や地域の教育力の向上への支援

子どもにとって、家庭は生活の中心であり、食事やコミュニケーションをはじめとする様々なことを学ぶ場であり、人間形成の基礎を培う場となります。以前のように祖父母と同居していたり、兄弟姉妹がいたりする家庭が多かった頃は、祖父母との交流の中から知識を身に付けたり、兄弟姉妹との遊びを通じてコミュニケーションの仕方を学んだりしていました。しかし、現在のように核家族化が進み、兄弟姉妹がいない家庭が多くなることで、これまで子どもが生活の中で自然と身に付けていた能力が身に付きにくい環境となっています。

また、近所づきあいの希薄化が問題とされているように、現代では以前に比べ、地域活動に参加しない家庭や近所の人と日常的に関わりを持たない家庭が多くなりました。そのため、地域のお年寄りとの交流など、家族や学校の枠を超えた地域という広い範囲でのコミュニケーションを学ぶ場が少なくなっていることも事実です。

この環境を改善するためには、家庭における親、また、地域が子どもを育てる教育力を身に付ける必要があります。親においては、親が負う家庭における子育ての責任を再認識させるとともに、子育ての資質や態度の改善を図っていきます。地域においては、地域で子どもを育むという意識をもたせると同時に、各種行事への子どもの参加を呼び掛けていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 地域全体で子育て家庭を支える意識啓発		社会教育課	継続実施
内容	◆ 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。		
方向性	◆ 公民館活動や青少年育成事業を通じて地域のふれあいを深めるとともに、家庭教育の重要性について啓発します。		
② これから親となる男女への学習機会の提供		保健介護課	継続実施
内容	◆ これから親となる男女を対象に、ママ・パパ学級や家庭教育の子育て講座など、家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供します。		
方向性	◆ ママ・パパ学級参加者が増えるよう、特に父親の参加が増えるように、事業の周知を図ります。		
③ 地域と学校の連携、協力による多様な体験活動の推進		社会教育課	継続実施
内容	◆ 地域の自然や歴史を知り、また、昔の遊び等、体験や学習を通して、子どもたちに郷土への関心を持たせるとともに、地域の人々とのふれあい交流を深め、望ましい人間関係、人間性の育成に努めます。		
方向性	◆ 育成会や老人クラブ、公民館活動の事業計画に、体験活動の実施を盛り込んでもらい、子どもと地域の人々の交流を深めるよう啓発していきます。		

4. 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

家庭を生活の拠点としながら、子どもは徐々に地域へと活動の場を広げていきます。公園や図書館、公民館の利用にはじまり、地域にある学校に通ったり、地域活動やボランティア活動に参加したりするようになります。そのような活動を通じ、子どもは豊かな創造性や他者と協調することの大切さ、地域の一員としての責任感、地域活動を他者とともに行う連帯感などを学んでいくこととなります。

地域としては、子育ては家庭だけで行うものではなく、地域で子どもを健全に育成するという意識を根づかせ、責任を持たせることがとても大切です。そのためには、地域にある各種団体や関係機関等と連携し、地域の特色を生かせるような活動への子どもの参加を呼び掛けていくことも一つの方法です。また、地域の高齢者のもつ貴重な知恵や技術についても、途切れることなく次代に伝承できるよう努めていきます。

本市においては、図書館、公民館、大月短期大学など、地域の社会資源の有効活用の一環として、子どもの健全育成活動を行っています。今後も、子どもが地域の一員として生活しているという自覚を持ち、心豊かでたくましい人間へと成長できるよう支援していきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 市立図書館運営事業		図書館	継続実施
内容	◆ 心を育てる読書の大切さや楽しみ方などの情報を提供し、親子での読書を推進します。		
方向性	◆ 児童書の充実に努めるとともに、継続して読書活動の啓発を行います。		
② 一日図書館体験事業		図書館	継続実施
内容	◆ 中学生を対象に、一日図書館員として図書館業務に携わることにより、公共図書館の地域における役割と任務を知り、市立図書館及び図書資料についての理解を深めることを目的に実施します。		
方向性	◆ 継続して中学生に図書館業務に携わってもらい、図書館の役割等の理解に努めます。		
③ 子ども読書週間行事		図書館	継続実施
内容	◆ 児童健全育成の一環として、良い絵本や本に親しむことをすすめ、読書の楽しみや喜びを知ってもらうことを目的に、また、大人に対しては子どもの読書がいかに大切であるかを再認識するための機会として、「子ども読書週間」を4月23日～5月12日に定め、子ども向けの楽しい事業等を実施します。		
方向性	◆ 継続して子どもたちに読書活動の啓発を行います。		
④ 読み聞かせ、お話し会		図書館	継続実施
内容	◆ 絵本の読み聞かせやおはなしを通して、読書の楽しさを知ることにより、読書の推進を図り、幼児・児童の健全育成の場となるよう努めます。		
方向性	◆ 図書館ボランティアと協力して、継続して開催していきます。		
⑤ 夏休み等子ども体験事業		社会教育課	継続実施
内容	◆ 自然豊かな本市を自分の足で歩き、まちの自然や文化にふれ、体験することを通して、児童の異年齢交流を図ることを目的として、小学4年生～6年生を対象に川探索や工作など様々な体験教室を実施します。		
方向性	◆ 小学校の適正配置が行われている中で、他の学校の児童との友だちづくりやふるさと教育を推進していくために実施していきます。 ◆ 事業参加者の偏りがみられるため、より多くの児童に参加してもらえよう、事業の周知・啓発に努めます。		

事業・施策の名称		担当課	区分
⑥ 地域の高齢者の参画を得た世代間の交流		社会教育課	継続実施
内容	◆ 公民館事業の一環として、高齢者学級等の活用により、お年寄りからの生活体験講話や昔の遊びなど、これらを通じた高齢者による世代間交流事業を実施します。		
方向性	◆ 日程や場所など考慮し、参加しやすい環境づくりを整えるとともに、内容の充実を図り、参加者の増加に努めます。 ◆ 地域での子どもたちとの触れ合う機会が減少してきているので、世代間交流のできる行事の計画を推進していきます。		
⑦ ふるさと大月教育人材バンクの活用		社会教育課・福祉課	新規
内容	◆ ふるさと大月教育人材バンクは、市民の学習活動及び学校教育支援を推進するため、地域の優れた人材を活用し、「いつでも・どこでも・だれでも」楽しく有意義な学習ができるように指導者の確保及び活用することを目的としており、人材バンクへ登録している知識や技能を持っている市民が、イベントや講座を計画している団体または個人からの依頼を受け、講師として活動しています。 ◆ 市内在住の芸術家等へも参加していただけるよう推進します。		
方向性	◆ 幼稚園・保育園・学校・放課後学童クラブの中で積極的に取り入れていきます。		

基本目標6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1. 子どもの遊び場・交流の場の充実

テレビゲームや携帯ゲーム機の普及により、子どもの遊び場が公園や広場といった屋外から、主に自宅や友だちの家といった室内へと変化してきています。また、全国的にはボール遊びが禁止されている公園もあり、子どもが自由に遊べる公園や広場自体が少なくなっています。さらには、遊具の点検不備による事故や子どもが犯罪に巻き込まれるケースもあり、子どもが安心・安全に屋外で遊ぶためには何らかの対策が必要となります。

子どもが屋外で遊ぶということは、身体を動かすことによる運動能力向上や健康増進などの身体的なメリットだけでなく、友だちと過ごすことによる人間関係の構築や協調性の形成、情緒面の発達などの精神的なメリットもあります。また、これらは将来の生活習慣や他者とのコミュニケーションにも大きく影響するため、子どもの時期に経験することが大切です。

子どもが安心して屋外で遊べる環境を整えるためには、地域の協力と見守りが不可欠です。地域として子どもを育むという意識をもって、児童館を含む子どもが遊びやすい環境を検討し、子どもの主な遊び場が再び屋外となるよう努めていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 都市公園の管理		産業観光課	拡充
内容	◆ 猿橋公園、岩殿山公園の2つの都市公園を管理します。		
方向性	◆ 利用者の安全を図るため施設内の維持管理に努め、花植えや植林を計画するなど自然環境を整備し、快適に過ごせる憩いの場所となるよう努めていきます。		
② ポケットパークの管理		地域整備課	継続実施
内容	◆ 日常における憩いの場、また周辺地域に調和した景観づくりの場として、市内7か所のポケットパークを管理します。 ◆ 宮谷・御太刀（市民会館入口）・大月3丁目・御五・駒橋自然散策路の5か所については、アダプトプログラムを活用し、地元住民が主体となり、定期的に管理を行っています。		
方向性	◆ 地域に根ざした施設なため、維持管理については、信頼と協働のまちづくりのもと、各地区による管理体制を目指します。		
③ 児童館等の利用促進		福祉課	拡充
内容	◆ 子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館をはじめとする児童が集う場所である図書館や公民館の利用促進を図ります。		
方向性	◆ 現在のところ、乳幼児を持つ親子の利用が主であるため、利用する児童の年齢幅が広がるような事業の企画や館内の整備に努めます。 ◆ 利用者が固定化傾向にあるため、市広報や民生委員との連携により、施設や実施事業の周知・啓発を行い、引きこもりがちな母親など新しい利用者が増えるよう努めていきます。		

2. 子育てにやさしいまちづくりの推進

子育て世代は当然のことながら、子連れで外出する機会が多くなります。一人で外出する時には気が付かなくても、子どもと外出して初めて不便さや危険を感じる箇所も多々あると思われます。また、外出の不便さや危険は、外出のしにくさによる親子の引きこもりや孤立へとつながる可能性も否定できません。

具体的な問題としては、子どもが幼ければ授乳やオムツ替えができる設備が外出先に必要ですし、ベビーカーを利用している場合はスロープやエレベーターのない場所や道路の段差がとても不便に感じます。また、子どもが成長したとしても、歩道が設置されていない道路や、街灯・照明の少ない公園や道路などに危険を感じる人も少なくありません。

このように不便さや危険を感じることはあるのは、子連れで外出する親子だけでなく、子ども、妊産婦、高齢者、障がい者など多岐にわたります。また、普段は体力や健康に自信がある人であっても、たまたま体調が優れない日や怪我をしている時には、普段何気なく利用している階段でさえ不便に感じることもあるかもしれません。そのため、すべての人が利用しやすいよう、バリアフリー化を進めることはとても大切なことであり、必要とされていることでもあります。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 安全な歩道等の整備		建設課	継続実施
内容	◆ 主要な幹線道路の改良整備の際は、可能な限り歩行者と車両の分離を進めるため、歩道整備を行い、歩行者の安全性を確保します。		
方向性	◆ 今後も引き続き、できる限り、道路の改良にあたっては歩道の設置、拡幅を推進していきます。		
② 公共施設等のバリアフリー化の推進		各施設所管課	継続実施
内容	◆ 公共施設でベビーカー等を利用する人が安心して移動できるようスロープや玄関の段差解消等の整備に努めます。また、子育て中の親が気軽に外出し、社会参加できるようベビーシートや授乳コーナーなどの整備に努めます。		
方向性	◆ 新設の場合はもちろん、既存施設についてもその需要や必要度に応じ整備を進めていきます。 ◆ 既存の施設へのベビーシートや授乳コーナーなどの計画的な設置に努めます。		

3. 犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進

全国的に子どもを巻き込んだ犯罪や交通事故が、後を絶ちません。近年、子どもが行方不明になる事件や登下校中の子どもたちに車が突っ込む事故など、衝撃の強い事件・事故が相次いでいます。

事件・事故に巻き込まれないためには、日頃から何が危険で、危険に巻き込まれないためにはどういった対処をすることができるのかを、子どもに繰り返し教えることが第一です。不審な人に声をかけられても着いていかない、暗くなったら街灯のある明るい道を通る、交差点で飛び出さない、自転車でスピードを出し過ぎないなど、事件・事故に巻き込まれないための予防的な行動を身に付けさせる必要があります。また、全児童・生徒に配布している防犯ブザーや「子ども110番の家」についても、利用方法や設置場所について認識させる必要があります。

子どもの予防的な行動だけでは、防ぎきれない事件・事故については、社会や地域が見守りを通じて、子どもの安全な生活の実現に努めていきます。

災害時に幼稚園・保育園・小学校が自らの力で安全を確保することは極めて重要な課題です。今後はより現実的な災害対策に取り組んでいくことが必要となっています。

災害から生命と財産を守るため、災害対策を整備し、行政、地域、警察等が連携して、災害対策のための基礎知識を身につけ、安全安心なまちづくりを推進していきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 登下校の安全の確保		学校教育課	継続実施
内容	◆ 防犯ブザーを全児童・生徒に配備し、登下校の際の安全を確保するとともに、一般家庭及び緊急避難場所に指定されている「子ども110番の家」など、地域との協力体制の中で情報の共有化を図り、安全管理の意識の向上を図ります。		
方向性	◆ 「(仮称)大月市通学路安全推進会議」を立ち上げ、交通安全プログラムを策定して、関係機関の連携のもとで、安全な通学路の確保を図ります。		
② 安全安心情報メール		総務管理課・福祉課	新規
内容	◆ 市内で発生した犯罪情報、子どもの安全を脅かす不審者目撃情報などを、あらかじめ登録していただいた市民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信します。 ◆ 携帯電話などを活用し、災害情報への適切な対応に努めます。		
方向性	◆ 様々な媒体等を通じて、当該事業の広報を行い、登録者の増加に努めます。		
③ 交通安全対策推進事業		市民課	拡充
内容	◆ 交通弱者といわれる幼児や児童が、安全な行動を身につけられるよう、市内の保育所(園)、幼稚園や小学校において、歩行時の交通規則や路上の危険について県警の協力の下に指導を行います。		
方向性	◆ 大人が見本となるよう率先して交通ルールを守ることが必要であることから、交通安全について親子で共通の認識が持てるよう親子交通安全教室として実施できるような事業の拡充に努めます。 ◆ 年間行事の一つとして、能動的に交通安全教室に取り組んでいる保育所(園)や小学校がある一方で、未実施の施設については、教室の開催に向けて積極的に働きかけていきます。		

④ 防犯教室・講習の開催		福祉課・学校教育課	継続実施
内容	◆ 子どもの防犯意識の高揚と防犯能力の育成のため、保育所（園）や学校を単位として警察官等による防犯教室・講習を実施します。		
方向性	◆ 関係機関、さらに地域と連携を取り、各保育所（園）単位で実施していきます。 ◆ 引き続き、学校での対応を行っていきます。		
⑤ 災害時の子育て支援の充実		総務管理課	新規
内容	◆ 災害時の避難所での生活において、避難者目線での施設設置や施設配置等スペースのあり方に十分配慮を行い、「乳幼児の遊び場」や「ほふく室」等を配慮します。また、食糧供給においては、乳幼児用粉乳に加えて、離乳食も配慮します。		
方向性	◆ 災害が発生した際に、慌てることのないよう、防災訓練等の機会を活用し、広く啓発します。		

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

パソコンや携帯電話、スマートフォンの普及による情報収集や交流の簡易化により、子どもの行動範囲・交友関係は格段に広がっています。その分、親の目の届かない場所で有害環境に身を置く可能性も否定できないことから、地域や社会として子どもを有害環境から守る必要があります。

特に、近年大きな問題になっているのは、有害サイトやインターネットを介した交友関係です。実際にSNSや無料通話アプリなどで犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません。インターネットの普及により、様々な情報が容易に手に入るようになりましたが、使い方を間違えれば犯罪に巻き込まれることもあるということを理解しないまま、利用することは非常に危険です。インターネットが普及した時代だからこそ、子どもだけでなく、すべての人がその危険性や正しい使い方を学び、正しく理解する必要があります。

また、子どもに有害な雑誌やゲーム、DVDなどを販売しているコンビニや一般書店、その他の店舗においては、子どもの健全な育成に理解を求め、陳列や販売方法に配慮するよう呼びかけていきます。

《具体的な施策・取り組み》

事業・施策の名称		担当課	区分
① 関係業界への自主的措置の働きかけ		社会教育課	継続実施
内容	◆ 一般書店・コンビニエンスストア、関係業者に対し、有害な社会環境を浄化するため、自動販売機の撤去を含め、有害図書類販売の自主的措置を働きかけます。		
方向性	◆ 継続的な働きかけを実施します。		
② 有害情報に関する啓発		学校教育課	継続実施
内容	◆ インターネット上の有害情報やSNS、無料通話アプリ、ゲームに関することの危険性等の啓発指導を、学校機関との連携のもと啓発します。		
方向性	◆ 引き続き、学校での対応を行っていきます。		

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

【区域設定の概要】

子ども・子育て支援法 第61条第2項において、市町村は地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を“教育・保育提供区域”として設定しなければならない、とされています。

幼児期の学校教育・保育事業 及び 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

【区域設定の考え方】

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

【大月市における教育・保育提供区域】

上記の考え方を踏まえ、大月市では、教育・保育提供区域を、市内全域（1区域）に設定します。ただし、放課後学童クラブは地区別に実施されていますので、放課後学童クラブのみ地区（5区域）を提供区域に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、市内全域（1区域）に設定します。

教育・保育提供区域 地域子ども・子育て支援事業提供区域
大月市内全域 (ただし、放課後学童クラブのみ5区域)

(2) 幼児期の学校教育・保育事業

【量の見込み設定についての考え方】

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

【教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策】

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

(1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

対象

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	172	218	204	195	174	168
1号認定		119	112	107	96	92
2号認定 (教育ニーズ)		99	92	88	78	76
② 確保の内容						
特定教育・保育		220	220	220	220	220
特定地域型保育		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②-①)		2	16	25	46	52

量の確保方策

- 平成26年度現在、私立の3幼稚園で事業を行っており、利用定員は220名となっています。量の見込みが最大である平成27年度の必要利用定員総数218人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(2) 保育事業【2号認定（保育）】

対象

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		206	168	157	150	134	130
② 確保の内容	特定教育・保育		195	195	195	195	195
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②-①)			27	38	45	61	65

量の確保方策

- ・平成26年度現在、公立の2保育所と私立の3保育園で事業を行っており、利用定員は195名となっています。量の見込みが最大である平成27年度の必要利用定員総数168人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(3) 3号認定<0～2歳>

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	101	118	115	106	99	98
0歳児	13	13	12	12	11	11
1・2歳児	88	105	103	94	88	87
② 確保の内容						
特定教育・保育		125	125	125	125	125
特定地域型保育		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
差(②-①)		7	10	19	26	27

量の確保方策

- ・平成26年度現在、公立2保育所、私立3保育園で事業を行っており、利用定員は125名となっています。量の見込みが最大である平成27年度の必要利用定員総数118人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

◆0歳～2歳の保育利用率

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳～2歳児人口(人)	320	310	288	274	262
保育利用者(人)	118	115	106	99	98
保育利用率(%)	36.9	37.1	36.8	36.1	37.4

(3) 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりを設定します。

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

(単位：人)	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	35	50	48	44	41	39
② 確保の内容		50 3箇所	50 3箇所	50 3箇所	50 3箇所	50 3箇所
差(②-①)		0	2	6	9	11

量の確保方策

- ・平成26年度現在、公立1保育所、私立2保育園で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である平成27年度の50人に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

【鳥沢地区】	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	33	34	31	30	30	28
低学年	33	17	15	15	16	15
高学年	—	17	16	15	14	13
② 確保の内容		30	30	30	30	30
差(②-①)		▲4	▲1	0	0	2

(単位：人)

【猿橋・ 下和田地区】	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	67	80	74	72	70	65
低学年	67	45	42	42	43	40
高学年	—	35	32	30	27	25
② 確保の内容		80	80	80	80	80
差 (②-①)		0	6	8	10	15

【強瀬・真木・ 大月地区】	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	48	99	93	89	87	82
低学年	48	56	52	52	54	51
高学年	—	43	41	37	33	31
② 確保の内容		100	100	100	100	100
差 (②-①)		1	7	11	13	18

【七保地区】	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	21	21	19	18	19	17
低学年	21	11	10	10	11	10
高学年	—	10	9	8	8	7
② 確保の内容		20	20	20	20	20
差 (②-①)		▲1	1	2	1	3

【初狩地区】	平成 26年度 (10月実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	22	24	22	21	21	19
低学年	22	13	12	12	12	11
高学年	—	11	10	9	9	8
② 確保の内容		20	20	20	20	20
差 (②-①)		▲4	▲2	▲1	▲1	1

量の確保方策

- ・平成 27 年度に「ももくらの里（下和田）」は「ひまわり（猿橋）」に統合します。
また、平成 28 年度に「風の子（強瀬）」、「さくらんぼ（真木）」は、「やえざくら（大月）」に統合します。
- ・高学年も利用可能となることに伴い、指導員の増員を図ります。
- ・放課後学童クラブ及び放課後子ども教室の一体型や連携による実施を検討します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

・平成26年度現在、当該事業の実績はありません。利用希望があった時は、市内に施設がないため、都留児童相談所等に相談のうえ、市外の関係施設等における一時保護の活用等で対応します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回/年)

(単位：人回)	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	7,860	11,496	11,124	10,320	9,828	9,408
② 確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

量の確保方策

・総合福祉センター内にある子ども家庭総合支援センターにて、当該事業を実施しています。具体的な事業を開催する際は、企画段階で希望者（参加者）を集約して実施していきます。

(5) 一時預かり事業

事業内容

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育園等で実施していきます。

① 幼稚園における一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	7,156	25,849	24,018	22,973	20,379	19,852
1号認定の利用		708	659	630	565	545
2号認定の利用		25,141	23,359	22,343	19,814	19,307
② 確保の内容		25,910	25,910	25,910	25,910	25,910
		3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
差(②-①)		61	1,892	2,937	5,531	6,058

量の確保方策

- 平成26年度現在、私立3幼稚園で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である平成27年度の25,910人日／年に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

② その他（在園児対象型を除く）一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	0	2,742	2,611	2,457	2,277	2,188
② 確保の内容		2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		58	189	343	523	612

量の確保方策

- 平成26年度現在、当該事業の実績はありません。1日あたり約9人の利用見込みがあるので、平成27年度には子ども家庭総合支援センターでのファミリーサポート事業、エンゼルサポート事業の活用、または保育所に対応できるよう、事業の実施を目指します。

(6) 病児・病後児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	20	113	107	101	93	90
② 確保の内容		480	480	480	480	480
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		367	373	379	387	390

量の確保方策

- ・平成26年度3月より市立中央病院にて、看護師1名で1日2名の預かり対応をしています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（小学生）

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日/年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	261	261	261	261	261	261
② 確保の内容		261	261	261	261	261
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- ・アンケート結果によるニーズ自体はありませんでしたが、利用実績があり、ファミリーサポートセンターでの受け入れは可能であるので、利用希望者には必要に応じて対応していきます。

(8) 利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（子ども・子育て新制度において新設された事業）

量の見込みと確保の内容

	平成 26年度 (箇所)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

・子ども家庭総合支援センターで対応していきます。

(9) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	103 (1,449回)	115 (1,610回)	110 (1,540回)	108 (1,512回)	107 (1,498回)	105 (1,470回)
② 確保の内容	実施場所	妊婦が希望する医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回				

量の確保方策

・保健介護課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	122	115	110	107	106	104
② 確保の内容	実施体制	保健師9人 助産師1人				
	実施機関	市保健介護課 健康増進担当				

量の確保方策

・保健介護課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	平成 26年度 (年間見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	6	10	10	10	10	10
② 確保の内容	実施体制	保健師9人				
	実施機関	市保健介護課 健康増進担当				

量の確保方策

・保健介護課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

第6章 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、地域、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

市民一人ひとりが少子化や子育てについて社会的関心を高めるとともに、行政、家庭、保育所（園）・幼稚園・学校、地域、企業・事業所がそれぞれの置かれた状況に応じた役割を果たしながら、施策・事業に取り組むことが求められます。

1 行政（大月市）の役割

行政は、市の実情を踏まえて策定した本計画の事業・施策を、関係担当課等が整合性を持って取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、家庭、保育所（園）・幼稚園・学校、地域、企業・事業所と連携・協働しながら、幅広い視点から総合的に少子化対策及び子ども・子育て支援対策を推進します。

また、法の整備など、全国的、広域的な問題については、国や県に対して要望・要請を行い、少子化対策の推進に関する環境整備に努めます。

2 家庭の役割

子育ての第一義的な責任は保護者であり、家庭は、子どもが生まれ育つ基本的な場であることはいうまでもありません。その役割の重要性を再認識し、男女が共同して家事や育児を担い、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実に取り組むことが求められています。さらに、地域との連携のもと、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが期待されます。

また、子育ては、子どもの成長とともに親も成長するものであり、子育てそのものが社会的価値を有しているという認識のもと、市民全体で尊重し、温かい目で見守り、支援することが求められています。

3 保育所（園）・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者・学校の役割

保育所（園）・幼稚園・学校等は、集団生活を通じて子どもたちが成長し、人格を形成する過程において、極めて重要な役割を果たす場です。

専門的知識や技術、施設を利用して、子どもたちのたくましく生きる力と豊かな心を育む保育、教育の充実に努めるとともに、交流事業などを通じて地域社会と連携・協働し、地域における子育て支援機関としての役割を、これまで以上に果たすことが期待されます。

4 地域の役割

地域社会は、子どものみならず、地域に住むすべての人々が充実した健全な生活を営むための大切な場です。地域にとって、子どもは次代を担うかけがえのない“宝”であるという認識のもと、子どもの成長を見守り、育んでいくことが必要です。

また、家庭や学校だけでは十分果たしえない領域である異世代間の交流などを図りながら、子どもがさらに多くの人々と接し、ともに学び、体験が深められるよう、各種地域団体を核としながら、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開することが期待されます。

5 企業・事業所の役割

企業・事業所は、勤労者が家庭や地域の一員としての役割が果たせるよう、就業に関する環境や条件の整備を積極的に推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに向けた自主的活動を展開するなど、社会的な貢献に努めることが期待されます。

(2) 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善に繋げていきます。

具体的には、庁内の関係各課の職員で構成される連絡会を年に1回以上開催し、主要施策・事業の進捗状況を5段階方式で評価して、その結果を子ども・子育て会議に報告します。

① 成果指標の設定

指標は、計画期間の中間年以降を目安として、今回、実施したニーズ調査と同様の方法（幼稚園・保育所（園）・小学校を通じて実施、内容はより簡略なもの）にて、子育て世帯にアンケートを実施、把握し、当該評価を通じて、施策の改善につなげていきます。

平成31年度の成果指標は、平成25年度のニーズ調査時の平均点を上回る4以上の点数を目標とします。

大月市の子育て環境や支援の満足度（1～5の5段階評価）

対 象	平成25年度ニーズ調査			
	満足していない 「1」+「2」	ふつう 「3」	満足している 「4」+「5」	平均点
就学前児童	44.0%	39.0%	12.8%	2.55点
小学生児童	42.2%	44.3%	9.9%	2.54点

② 進捗状況の把握

計画の個別事業の進捗状況を定量的に評価するための活動指標を設定します。

当該指標は、計画期間の年度ごとの点検・評価を通じて、施策、個別事業の改善につなげていきます。

計画当初は、以下の事業に対して目標を設定します。その後は、関係各課の連絡会にて目標を設定します。

（★・・・重点推進施策）

事 業 名	平成31年度目標値	備 考
★施設型保育給付・地域型保育給付	教育・保育の適切な実施	
★エンゼルサポート事業	一時預かり事業、ファミリーサポート事業と連携を図りながら実施	
★一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	1箇所	子ども家庭総合支援センターまたは保育所
★ファミリーサポートセンター事業	150会員	依頼・協力・両方会員数
★放課後学童健全育成事業 （放課後学童クラブ）	必要に応じて、余裕教室の活用や、特別教室の学校とのタイムシェアなどの方法により、量の確保に努める	すべての市立小学校に設置されているが、設置場所が校舎内または学校近隣地内に設置されている
★保育所（園）の再編成	施設の改善・整備の推進を図り、事業の実施に向けて検討を進める	

事業名	平成31年度目標値	備考
★相談事業	子ども家庭総合支援センター及び 保育所等で実施	相談体制の充実を目指す
★育児休業制度の啓発	育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、教育・保育施設等の計画的な整備に努める	
★男女共同参画に関する啓発	広報誌や市ホームページによる啓発	
★小児医療体制の確保・充実	小児医療の診療充実	
学童クラブ指導員等の スキルアップ講座	年1回	全指導員等を対象
ふるさと大月教育人材バンクの活用	年10回	各学童クラブで年1回実施

大 月 市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行 大 月 市
企画・編集 大月市 福祉課
〒401-8601 山梨県大月市二丁目 6 番 20 号
電話 0554-23-8032
FAX 0554-22-6422
ホームページ
<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/>